



# 第62期 定時株主総会 招集ご通知

焼津水産化学工業株式会社

開催  
日時

2021年6月24日（木曜日）  
午前10時（開場：午前9時30分）

開催  
場所

静岡県焼津市三ヶ名1550番地  
焼津市文化センター 1階  
小ホール

※末尾の会場ご案内図をご参照ください。

## 決議事項

- 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
- 第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第3号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の一部変更及び継続の件

郵送又はインターネット等による議決権行使期限

2021年6月23日（水曜日）  
午後5時30分まで

## 目次

招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
事業報告	33
連結計算書類	49
計算書類	52
監査報告	55

証券コード：2812

(証券コード2812)  
2021年6月1日

株 主 各 位

静岡県焼津市小川新町五丁目8番13号  
焼津水産化学工業株式会社  
代表取締役社長 山 田 潤

## 第62期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜わり、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第62期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大している状況を踏まえまして、株主様の安全確保及び感染拡大防止のために、株主様には可能な限り書面又はインターネットによる議決権の事前行使をお願い申し上げます。また、株主総会にご来場される株主様におかれましては、株主総会開催日時点での流行状況をご確認のうえ、マスク着用などの感染予防策にご配慮いただきますようお願い申し上げます。

書面又はインターネットによって事前に議決権を行使する場合は、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討のうえ、2021年6月23日（水曜日）午後5時30分までに議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

- |         |  |
|---------|--|
| 1. 日 時  | 2021年6月24日（木曜日）午前10時（開場 午前9時30分）   |
| 2. 場 所  | 静岡県焼津市三ヶ名1550番地 焼津市文化センター1階 小ホール<br>（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）   |
| 3. 目的事項 |  |
| 報告事項    | 1. 第62期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件<br>2. 第62期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類報告の件 |
| 決議事項    | 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件<br>第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件<br>第3号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の一部変更及び継続の件            |

以 上

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「会社の体制及び方針」、「会社の支配に関する基本方針」、「連結注記表」及び「個別注記表」につきましては、法令及び現行定款第17条の規定に基づき、当社ウェブサイトに掲載しておりますので本招集ご通知には記載しておりません。なお、本招集ご通知の提供書面は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト（<https://www.yskf.jp/ir/kabunusisoukai.html>）に掲載いたします。

## 新型コロナウイルス感染拡大防止のための 定時株主総会でのご対応のお願いについて

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主様におかれましては、ご自身の健康と安全面を最優先にご検討いただき、以下の点につきましてご理解とご協力をお願い申し上げます。

### <株主様へ>

- 株主様の健康と安全面を最優先にご検討いただき、ご来場を見合わせていただくことを推奨申し上げます。
- 本総会にご出席される場合は、アルコール消毒液の噴霧とマスクの着用をお願いいたします。ご協力いただけない場合は、ご出席をお断りすることがございます。
- 本総会においては、感染拡大防止の観点から議事の時間を短縮させていただきます。

### <当社の対応>

- 全員マスクを着用し対応をさせていただきます。
- 感染予防のため会場内は座席の間隔を広げ、座席数を減らし運営させていただきます。
- ご来場の株主様へは、ご入場の際、運営スタッフによる体温測定をさせていただきます。体調不良の株主様には入場をお断りする場合がございます。
- ご来場の株主様へのお土産の配布につきましては、接触感染リスク軽減のため、今回は中止とさせていただきます。**

※上記のほか、総会日時点において必要な対応を講じてまいります。  
開催当日までの変更等は、当社ウェブサイトにてご案内いたします。  
URL：<https://www.yskf.jp/ir/kabunusisoukai.html>

## 議決権行使方法についてのご案内

### 株主総会にご出席される場合



- 議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください（ご押印は不要です）。
- 資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する当社株主様1名に委任することができます。この場合は、代理権を証する書面を会場受付にご提出ください。

開催日時

2021年6月24日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）

### 株主総会にご出席されない場合

#### ■ 郵送で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2021年6月23日（水曜日）午後5時30分到着分まで

#### ■ インターネットで議決権を行使される場合 ▶ 詳細は4頁に掲載しています。



パソコン、スマートフォンから議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

行使期限

2021年6月23日（水曜日）午後5時30分まで

書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等によって複数回重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。



## インターネット等による議決権行使について

行使期限 2021年6月23日（水曜日） 午後5時30分まで

### ログインID・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>

右記のQRコードを読み取ってアクセスいただくことも可能です。

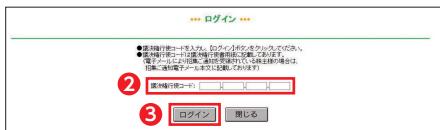


### 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスします。



- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスして「次へすすむ」ボタンをクリックしてください。

### 2 ログイン画面



- 2 同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」をご入力ください。
- 3 「ログイン」をクリックしてください。

これでログインが完了です。  
以降、画面のガイダンスに沿ってお進みください。

### QRコードを読み取る方法

ログインID、パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 スマートフォンで議決権行使書用紙の右下に記載のQRコードを読み取ってください。

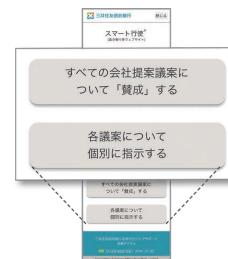


上記のQRコードを用いた議決権行使は1回に限り可能です。

再行使する場合、又はQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、左記の「ログインID・パスワードを入力する方法」をご確認ください。

※ 「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 画面の案内に沿ってお進みください。



- ※ インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。
- ※ インターネットにより議決権を行使される場合は、議決権行使書用紙記載の議決権行使コード及びパスワードが必要となります。今回ご案内するパスワードは、原則として本株主総会に関してのみ有効です。次回の株主総会の際には、新たな議決権行使コード及びパスワードを発行いたします。
- ※ 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用は、株主様のご負担となりますのでご了承ください。

インターネットによる議決権行使に関するお問合せ

三井住友信託銀行株式会社 証券代行ウェブサポート

☎ 0120-652-031 (通話料無料) 受付時間 9:00~21:00

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、迅速な意思決定を行うため1名減員し、取締役5名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査等委員会からすべての取締役候補者について適任である旨の意見を得ています。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位及び担当	属性	取締役会出席状況
1	やま だ じゅん 山 田 潤	代表取締役社長兼開発本部長	再任	13/13回
2	うち やま たけ ひこ 内 山 毅 彦	取締役執行役員品質保証本部長	再任	13/13回
3	おお はし ひろ あき 大 橋 弘 明	取締役執行役員生産本部長	再任	10/10回*
4	た た ら かつ ひろ 多 々 良 勝 広	取締役執行役員営業本部長 兼海外事業本部長	再任	10/10回*
5	たか とう ただ はる 高 藤 忠 治	取締役	再任 社外 独立	13/13回

※取締役就任後開催の取締役会

候補者  
番号

1

やま だ じゅん  
山田 潤

(1976年7月9日生：44歳)

再任



所有する当社株式の数

10,900株

取締役会 出席状況  
13/13回

## ● 略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

2001年4月	当社入社	2015年6月	マルミフーズ株式会社監査役兼UM Iウェルネス株式会社監査役
2011年7月	商品開発センター調味料開発部課長	2016年4月	代表取締役社長
2014年4月	開発本部開発センター長	2018年6月	代表取締役社長兼開発本部長
2014年6月	執行役員開発本部長兼開発センター 長	2018年10月	代表取締役社長
2014年6月	UMIウェルネス株式会社取締役	2019年12月	代表取締役社長兼開発本部長（現 任）
2015年6月	取締役執行役員経営統括本部長兼経 営企画部長		

取締役候補者  
とした理由

山田潤氏は、長年にわたり開発部門に携わり、当社の強みである開発技術に関して豊富な経験と実績を有しています。当社の代表取締役として当グループの経営を担っており、行動力で経営のリーダーシップを発揮していただけると判断し、取締役候補者としています。

候補者  
番号

2

うちやま たけひこ  
内山 毅彦

(1962年3月8日生：59歳)

再任



所有する当社株式の数

6,500株

取締役会 出席状況  
13/13回

## ● 略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年4月	当社入社	2015年4月	執行役員経営統括本部副本部長兼経 理部長兼IR・広報室長
2000年7月	生産本部管理部管理課長	2016年4月	執行役員経営統括本部長兼経営企画 部長
2004年7月	開発・生産本部製造部長代理	2016年4月	マルミフーズ株式会社監査役兼UM Iウェルネス株式会社監査役
2005年7月	経営統括本部経営企画部長	2016年6月	取締役執行役員経営統括本部長兼経 営企画部長
2010年8月	生産本部購買部長	2018年10月	取締役執行役員開発本部長
2012年3月	生産本部製造部大東工場長	2018年10月	UMIウェルネス株式会社取締役 （現任）
2012年11月	生産本部長兼生産技術センター長	2019年12月	取締役執行役員品質保証本部長（現 任）
2013年6月	取締役生産本部長兼購買部長兼生産 技術センター長		
2014年4月	取締役生産本部長		
2014年6月	執行役員経営統括本部経理部長		
2014年9月	執行役員経営統括本部副本部長兼経 理部長		
2014年9月	大連味思開生物技術有限公司董事		

取締役候補者  
とした理由

内山毅彦氏は、生産部門、経営管理部門及び品質保証部門に携わり、豊富な知識と経験を有しています。当社の品質保証体制の構築をはじめ、様々な経営課題の実現にあたり、その経験を発揮していただけると判断し、取締役候補者としています。

候補者  
番号

3

おおし ひろあき  
**大橋 弘明** (1960年9月13日生：60歳)

再任



所有する当社株式の数  
**7,000株**  
取締役会 出席状況  
10/10回

● 略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年4月	当社入社	2013年8月	大連味思開生物技術有限公司董事長
2002年7月	開発本部商品開発部商品開発課長	2013年12月	取締役購買部長
2004年9月	大連味思開生物技術有限公司出向 同社 総経理	2014年6月	取締役執行役員購買部長
2008年4月	生産本部製造部大東工場長	2014年9月	取締役執行役員営業本部長兼東日本 営業部長
2009年7月	マルミフーズ株式会社出向 同社 代表取締役社長	2015年4月	取締役執行役員営業副本部長兼海外 営業部長
2010年11月	生産本部製造部長	2016年4月	取締役執行役員生産本部長
2011年4月	商品開発センター長兼機能食品開発 部長	2016年6月	執行役員生産本部長
2012年2月	営業本部副本部長	2017年6月	執行役員 マルミフーズ株式会社出向 同社 代表取締役社長
2012年6月	取締役営業本部長	2020年4月	執行役員生産本部長兼生産管理部長
2013年4月	取締役営業副本部長兼海外担当	2020年6月	取締役執行役員生産本部長（現任）
2013年4月	大連味思開生物技術有限公司董事		

取締役候補者  
とした理由

大橋弘明氏は、開発部門、生産部門及び営業部門を経験する他、グループ会社の経営を経験するなど、豊富な知識と経験を有しています。当社の生産戦略をはじめ、様々な経営課題の実現にあたり、その経験を発揮していただけると判断し、取締役候補者としています。

候補者  
番号

4

たたら かつひろ  
**多々良 勝広** (1967年5月6日生：54歳)

再任



所有する当社株式の数  
**300株**  
取締役会 出席状況  
10/10回

● 略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1990年4月	当社入社	2018年4月	執行役員営業本部東日本営業部長
2009年7月	営業本部西日本営業部名古屋営業所 課長	2018年10月	執行役員営業本部長兼東日本営業部 長
2014年4月	生産本部生産管理センター長	2019年10月	執行役員営業本部長
2014年12月	生産本部製造部長	2019年12月	執行役員営業本部長兼海外事業本部 長
2016年4月	営業本部営業統括部長	2020年6月	取締役執行役員営業本部長兼海外事 業本部長（現任）

取締役候補者  
とした理由

多々良勝広氏は、長年にわたり営業部門に携わる他、生産部門、海外部門を経験するなど、豊富な知識と経験を有しています。当社の販売戦略及び海外戦略をはじめ、様々な経営課題の実現にあたり、その経験を発揮していただけると判断し、取締役候補者としています。

候補者  
番号

5

たかとう  
高藤ただはる  
忠治

(1951年1月14日生：70歳)

再任

社外

独立



## ● 略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1973年4月	株式会社静岡銀行入行	2008年6月	同社 代表取締役会長
1999年4月	同行 執行役員沼津支店長	2009年1月	株式会社マキヤ社外取締役
2001年6月	同行 常務執行役員東部カンパニー長	2013年6月	静岡不動産株式会社取締役会長 伊豆箱根鉄道株式会社社外取締役
2003年6月	同行 取締役常務執行役員支店営業担当営業副本部長	2014年6月	当社 社外監査役
2005年6月	同行 取締役副会長	2015年6月	当社 取締役（監査等委員）
2007年6月	静岡不動産株式会社代表取締役社長	2016年6月	当社 取締役（現任）

所有する当社株式の数

0株

取締役会 出席状況  
13/13回社外取締役  
候補者  
とした理由  
及び期待され  
る役割

高藤忠治氏は、財務、会計及び経営に関する豊富な知識と経験を有しており、2015年6月から社外取締役として適切に経営の監督を行っていただいていることから、社外取締役候補者としています。選任後は、社外取締役として業務執行を行う経営陣から独立した立場で当社の経営の監督と助言を行っていただくことを期待しています。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 高藤忠治氏は、社外取締役候補者であります。また、同氏の当社社外取締役の就任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。
3. 当社は、高藤忠治氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員（社外取締役）として同取引所に届け出ており、原案どおり選任された場合、引き続き独立役員（社外取締役）となる予定です。
4. 当社は、以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、2021年8月更新の予定です。本議案でお諮りする取締役候補者の各氏については、すでに当該保険契約の被保険者となっており、選任後も引き続き被保険者となります。

## 【保険契約の内容の概要】

当該保険契約は、被保険者である役員等がその職務に関して責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど一定の免責事由があります。保険料は全額当社が負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

## 第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位	属性	取締役会出席状況	監査等委員会出席状況
1	<small>すぎ やま ひろ し</small> 杉山洋志	取締役（監査等委員）	新任	—	—
2	<small>こ やま けい こ</small> 小山圭子	取締役（監査等委員）	再任 社外 独立	13/13回	14/14回
3	<small>ふじ い あきら</small> 藤井明	取締役（監査等委員）	再任 社外 独立	13/13回	14/14回

候補者  
番号

1

すぎやまひろし  
**杉山洋志** (1961年10月2日生：59歳)

新任



## ● 略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年 4月	当社入社	2017年 7月	株式会社シズトク 入社
2000年 7月	営業本部東京営業部機能食品グループ課長		同社 富士宮営業所 営業次長
2009年 4月	営業本部西日本営業部長	2019年 8月	同社 岡崎東営業所 営業次長
2011年 4月	内部監査室長		
2011年 7月	マルミフーズ株式会社出向 同社 代表取締役社長		

所有する当社株式の数  
**1,800株**

取締役会 出席状況

取締役候補者  
とした理由

杉山洋志氏は、過去に当社業務に携わっており、また、当社グループ会社の代表取締役を務めており、当社の業務及び食品業界に関して豊富な知識を有していることから、業務執行に関して適切な監督・監視をしていただけると判断し、監査等委員である取締役候補者としています。

監査等委員会出席状況

候補者  
番号

2

こやま けいこ  
**小山 圭子** (1969年1月17日生：52歳)

再任

社外

独立



## ● 略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1991年 4月	キリンビール株式会社入社	2006年 4月	社会保険労務士小山事務所開所 同所 所長（現任）
2004年 1月	高澤社会保険労務士事務所（現：社会保険労務士事務所オフィスアールワン）入所	2014年 6月	当社 社外監査役
		2015年 6月	当社 取締役（監査等委員）（現任）

社外取締役  
候補者  
とした理由  
及び期待される役割

小山圭子氏は、社会保険労務士としての豊富な知識と経験を有しており、その専門性に基づく見地から適宜助言や提言を行っていただいていることから、監査等委員である社外取締役候補者としています。選任後は、社外取締役として業務執行を行う経営陣から独立した立場で当社の経営の監督と助言を行っていただくことを期待しています。

所有する当社株式の数  
**0株**

取締役会 出席状況

13/13回

監査等委員会出席状況

14/14回

候補者  
番号

3

ふじい あきら  
藤井 明

(1951年1月27日生：70歳)

再任

社外

独立



● 略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1974年 4月 三菱商事株式会社入社  
2002年 3月 米国三菱商事会社SVP生活産業部門  
担当  
2004年 4月 三菱商事株式会社食糧本部戦略企画  
室長  
2005年 4月 同社 執行役員食糧本部長  
2008年 4月 米久株式会社顧問

2008年 5月 同社 代表取締役社長  
2013年 5月 同社 常任相談役  
2014年 5月 同社 相談役（非常勤）  
2016年 6月 当社 取締役（監査等委員）（現任）  
2017年 5月 一般財団法人アグリオープンイノベ  
ーション機構 理事長（現任）

所有する当社株式の数

1,000株

取締役会 出席状況

13/13回

監査等委員会出席状況

14/14回

社外取締役  
候補者  
とした理由  
及び期待され  
る役割

藤井明氏は、長年にわたる海外経験及び経営経験により深い見識と実績を有しており、経営に関する適切な助言及び公正な立場から経営の監督・監視を行っていただいていることから、監査等委員である社外取締役候補者としております。選任後は、社外取締役として業務執行を行う経営陣から独立した立場で当社の経営の監督と助言を行っていただくことを期待しています。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
2. 小山圭子氏及び藤井明氏は、社外取締役候補者であります。  
3. 小山圭子氏の当社社外取締役の就任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。  
4. 藤井明氏の当社社外取締役の就任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。  
5. 当社は、小山圭子氏及び藤井明氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員（社外取締役）として同取引所に届け出ており、原案どおり選任された場合、引き続き独立役員（社外取締役）となる予定です。  
6. 当社は、以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、2021年8月更新の予定です。本議案でお諮りする取締役の各氏のうち再任の候補者については、すでに当該保険契約の被保険者となっており、選任後も引き続き被保険者となります。新任の候補者については、選任後被保険者となります。

【保険契約の内容の概要】

当該保険契約は、被保険者である役員等がその職務に関して責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど一定の免責事由があります。保険料は全額当社が負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

### 第3号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の一部変更及び継続の件

当社は、2007年4月27日開催の当社取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号柱書に定義されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）並びに基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ(2)に定義されるものをいいます。）の一つとして、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）を導入することを決議し、2007年6月開催の当社第48期定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただいております。その後、かかる対応方針は、2009年、2012年及び2015年における改定を経て、2018年5月10日開催の当社取締役会において、変更され、かかる変更後の対応方針（以下「旧プラン」といいます。）は、2018年6月27日開催の当社第59期定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただきました。

旧プランの有効期間は、定時株主総会後最初に開催される当社取締役会の終結時までとなっておりますが、当社は、当社第59期定時株主総会後の買収防衛策に関する議論の状況等も踏まえ、2021年5月10日開催の当社取締役会において、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、下記のとおり、旧プランに所要の変更を行った上で（以下、変更後のプランを「本プラン」といい、当該変更を「本改正」と、各々いいます。）、継続することを決議いたしました。なお、本プランについては、趣旨の明確化のために大規模買付情報の記載を一部追加・修正する等、旧プランに一部記載の追加及び語句の修正・整理等を行っていますが、旧プランの内容を実質的に変更するものではありません。

本改正は、本定時株主総会において当社株主の皆様のご承認が得られることを条件に効力を生じるものとされておりますので、当社定款第36条第1項に基づき、株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

なお、会社法及び金融商品取引法、それらに関する規則、政令、内閣府令及び省令等並びに当社株式が上場されている金融商品取引所の規則等（以下、総称して「法令等」といいます。）に改正（法令等の名称の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。）があり、これらが施行された場合には、本プランにおいて引用する法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後のこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に、それぞれ読み替えられるものとします。

#### 1. 基本方針について

##### (1) 当社の企業価値の源泉について

当社及びその子会社（以下、総称して「当社グループ」といいます。）は、1959年の創立以来、天然調味料のリーディングカンパニーとして天然素材の可能性を探求し、日々の食生活を通して人々の栄養改善や健康の維持・向上に取り組むことで、多彩な商品ラインナップを提供し、株主の皆様をはじめとするステークホルダー（利害関係者）から高い信頼とご支持をいただいております。当社グループは、「天然素材の持つ無限の可能性を追求し、“おいしさと健康”を通して豊かな生活に貢献します」をグループ企業理念に掲げ、人々の食生活を通じて、社会・経済の発展に貢献し続けることを当社グループに課せられた使命としており、ステークホルダーにとって存在価値のある企業とし

て、永年培ってきた独自技術をベースとした食品素材の新たな価値を創造しております。「おいしさ  
と健康」をキーワードに、調味料分野では、厳選した天然素材にこだわり、当社独自の技術で開発し  
た液体・粉体調味料製品を製造・販売し、国内の天然調味料市場では高いシェアを維持しています。  
また、機能食品分野では、「N-アセチルグルコサミン」や「アンセリン」を主力とした機能性食品素  
材を基にして、食品分野や化粧品分野のほか幅広い分野で事業を展開しています。

また、当社グループでは、全ての役員・従業員が強い責任感を持ち、環境問題への取組みや社会貢  
献等の活動を推進するとともに、社会の一員として関係法令等の遵守を徹底しています。こうした企  
業活動の積み重ねは、当社グループのブランド価値を向上させ、中長期的な企業価値の確保・向上に  
繋がるものと確信しています。

豊かな食生活の実現は、人類の不変的な欲求であり、その欲求に応える責務を果たすべく、当社グ  
ループでは安全かつ安心してご使用いただける高品質な「天然調味料」及び「機能性食品素材」を安  
定的に供給する事業体制を構築・維持しております。当社グループが築いてきた天然素材に関する豊  
富な経験とノウハウ、蓄積された高い技術力に加え、それを支える人材、そして創立以来培ってきた  
ステークホルダーからの信頼は、この事業体制の構築・維持に不可欠なものであり、これらが当社の  
企業価値及び株主の皆様共同の利益の源泉であると考えています。

## (2)基本方針の内容

当社は、当社の支配権の移転を伴うような大規模買付行為（下記3(2)(a)に定義されます。以下同  
じとします。）について、それに応じるか否かは、最終的には株主の皆様判断を委ねるべきもので  
あると考えております。したがって、大規模買付行為があった場合にも、それが当社の企業価値又は  
株主の皆様共同の利益の確保・向上に資するものであれば、何らその行為を否定するものではありません。

しかしながら、当社株式の大規模買付行為の中には、当社が長年に亘り培った上記企業価値の源泉  
を理解することなく、当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益を毀損するおそれがあるものも想定  
されます。当社といたしましては、当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益の確保・向上の観点に  
照らし、このような大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者とし  
て適切ではないと考えています。そこで、当社は、特定の者又はグループが当社の議決権の20%以上  
の議決権を有する株式（以下「支配株式」といいます。）を取得することで（以下、支配株式の取得  
を目指す特定の者又はグループを「買収者等」といいます。）、当社の企業価値又は株主の皆様共同  
の利益が毀損されるおそれが存する場合には、買収者等は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配す  
る者として不適切であるとして、法令等及び当社定款によって許容される限度において当社の企業価  
値又は株主の皆様共同の利益の確保・向上のための相応な措置を講じることを基本方針といたしま  
す。

## **2. 基本方針の実現に資する特別な取組みについて**

### (1)3ヵ年中期経営計画「Create Next YSK」

当社グループは、2019年度から2021年度までの3ヵ年中期経営計画「Create Next YSK」を策  
定しました。しかしながら、2019年に当社製品の一部において不正表示が判明したことに加え、  
2020年初めから拡大している新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、当該計画の見直しを行  
いました。見直した中期経営計画では「顧客に支持される食品メーカーへ」を経営ビジョンとして、5

つの基本戦略 ((i)顧客の信頼回復、(ii)品質保証体制の抜本的見直し、(iii)差別化とフィールド拡大による成長、(iv) 海外事業のステージアップに向けた体制作り、及び (v) 新規事業育成に向けた体制作り) に経営資源 (人・物・金) を集中投入し、成長戦略を描いていくことを基本方針とし、これらに注力することで、当社グループの企業価値及び株主の皆様共同の利益の確保・向上に努めています。

#### (i) 顧客の信頼回復

顧客の信頼回復につながる活動に重点的に取り組み、安全安心な製品の安定供給を実現します。

#### (ii) 品質保証体制の抜本的見直し

正しい食品表示の提供を可能とするシステムの構築と定着化及びクレーム・工程事故の削減、精緻な検査体制の構築により、顧客に支持される品質保証体制を実現します。

#### (iii) 差別化とフィールド拡大による成長

顧客視点による差別化商品の積極推進と機会創造型営業人材の育成強化を図るとともに、川上川下を問わず強み拡大による成長戦略を強力に推し進めます。

#### (iv) 海外事業のステージアップに向けた体制作り

ASEANをターゲットとした現地での販売体制の強化と現地生産に向けた体制の検討を進めています。

#### (v) 新規事業育成に向けた体制作り

一定の人的リソース、当社グループ技術等の経営資源を投入しながら、農業分野など従来にない分野に積極的に挑戦し、新たな収益基盤を生み出す種まきを行います。

これらの基本戦略の実現に向けた経営基盤の強化策として、(a) 全社的なコンプライアンス意識の醸成とリスクマネジメントの強化、(b) 全社的なコミュニケーションの活性化、(c) 人材育成を中心とした持続可能性の追求、及び (d) B/Sのスリム化やM&Aの推進を軸とした資本効率の追求を図っていきます。

#### (2) コーポレート・ガバナンスの強化

当社グループは、ステークホルダーから一層の期待と信頼を獲得するために、健全で透明性の高い経営を目指し、コーポレート・ガバナンスの強化を経営上の最も重要な課題の一つとして位置付けています。

当社取締役会は、社外取締役3名を含む取締役9名(本定時株主総会後には8名となる予定)、うち、監査等委員である取締役3名で構成され、同会には子会社を含む重要事項が付議され、審議・決裁しています。この中で、中期・年次計画に基づく業績の状況について適時報告し議論・検討しています。また、執行役員制度を導入しており、業務執行に係る責任と権限の明確化、意思決定の迅速化及びコーポレート・ガバナンスの強化を図るとともに、経営会議を毎月開催して経営環境の変化への迅速な対応・対処方針を決定しています。監査等委員会は、監査等委員である取締役3名、うち、社外取締役2名で構成され、監査等委員である取締役は当社取締役会等に出席し、必要に応じて意見陳述を行うほか、会計監査人及び監査等委員以外の取締役からの報告を受ける等、監査等委員以外の取締役の業務執行について、厳正な適法性及び妥当性監査を行っています。なお、社外取締役3名、うち、監査等委員である取締役2名について、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外役員であると判断し、当社が上場する金融商品取引所に対し独立役員として届け出ております。かかる独立役員については、当社取締役会等における業務執行に係る決定の局面等において、一般株主の利益への

配慮がなされるよう、必要な意見を述べる等、一般株主の利益保護のための行動をとることが期待されます。

このように、構成員の過半数を社外取締役とする監査等委員会を置くこと等により、複数の社外取締役の選任を通じて当社取締役会の監督機能を高め、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図ること、また、当社取締役会が業務執行の決定を広く取締役に委任することを可能とすることで、業務執行と監督を分離するとともに、経営の意思決定を迅速化し、更なる企業価値の向上を図っています。

また、当社は、半数を独立社外取締役とする指名・報酬委員会を任意に設置し、同委員会にて取締役候補者の選定及び取締役の報酬について審議・決定することで、取締役の指名及び報酬に対する監督の強化を図っています。その他、当社取締役会の実効性に関する評価・分析を年次で実施しており、その結果をもとに実効性の改善を図っています。なお、リスク・コンプライアンス管理体制については、従来、リスク・コンプライアンス委員会を設置し、リスク及びコンプライアンスに関して同時に議論を行っておりましたが、それぞれの強化を図るため、リスク管理委員会とコンプライアンス委員会に分離し、各委員会での議論、活動を充実させています。

### **3.本プランの内容（基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）について**

#### **(1)本プランによる買収防衛策の継続の目的について**

当社は、上記1の基本方針のとおり、買収者等に対して、場合によっては何らかの措置を講ずる必要が生じ得るものと考えますが、上場会社である以上、買収者等に対して株式を売却するか否かの判断や、買収者等に対して会社の経営を委ねることの是非に関する最終的な判断は、基本的には、個々の株主の皆様のご意思に委ねられるべきものであると考えております。

しかしながら、株主の皆様適切な判断を行っていただくためには、その前提として、上記のような当社固有の事業特性や当社グループの歴史を十分に踏まえていただいた上で、当社の企業価値とその価値を生み出している源泉につき適切な把握をしていただくことが必要であると考えます。

そして、買収者等による当社の支配株式の取得が当社の企業価値やその価値の源泉に対してどのような影響を及ぼし得るかを把握するためには、買収者等から提供される情報だけでは不十分な場合も容易に想定され、株主の皆様適切な判断を行っていただくためには、当社固有の事業特性を十分に理解している当社取締役会から提供される情報及び当該買収者等による支配株式の取得行為に対する当社取締役会の評価・意見や、場合によってはそれを受けた当社取締役会による新たな提案を踏まえていただくことが必要であると考えます。

したがって、当社といたしましては、株主の皆様に対して、これらの多角的な情報を分析し、検討していただくための十分な時間を確保することが非常に重要であると考えております。

以上の見地から、当社は、上記1の基本方針を踏まえ、大規模買付行為を行おうとし、又は現に行っている者（以下「大規模買付者」といいます。）に対して事前に大規模買付行為に関する必要な情報の提供及び考慮・交渉のための期間の確保を求めることによって、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断されること、当社取締役会が、特別委員会（下記3(2)(e)に定義されます。以下同じとします。）の勧告を受けて当該大規模買付行為に対する賛否の意見又は当該大規模買付者が提示する買収提案や事業計画等に代替する事業計画等（以下「代替案」といいます。）

を株主の皆様に対して提示すること、あるいは、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって基本方針に照らして不適切な者（具体的には、当社取締役会が所定の手続に従って定める一定の大規模買付者並びにその共同保有者及び特別関係者並びにこれらの者が実質的に支配し、これらの者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が認めた者等をいい、以下「例外事由該当者」といいます。）によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、本プランによる買収防衛策の継続が必要であるとの結論に達しました。本プランによる買収防衛策の継続に際しましては、株主の皆様のご意思を確認することが望ましいことはいうまでもありません。そのため、当社といたしましては、本議案によって、本プランによる買収防衛策の継続につき株主の皆様のご意思を確認させていただくものです。

なお、現時点において、当社株式について具体的な大規模買付行為の兆候があるとの認識はございません。

また、2021年3月31日現在における当社の大株主の状況は、事業報告の40頁をご参照ください。

## (2)本プランの内容について

本プランに関する手続の流れの概要をまとめたフローチャートは「本プランの手続の流れ」（別紙1）のとおりですが、本プランの具体的内容は以下のとおりです。

### (a)対抗措置発動の対象となる大規模買付行為の定義

次の①乃至③のいずれかに該当する行為又はその可能性のある行為（ただし、当社取締役会が予め承認した行為を除き、以下「大規模買付行為」と総称します。）がなされ、又はなされようとする場合に、本プランに基づく対抗措置が発動される場合があります。

- ①当社が発行者である株券等（注1）に関する当社の特定の株主の株券等保有割合（注2）が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得（注3）
- ②当社が発行者である株券等（注4）に関する当社の特定の株主の株券等所有割合（注5）とその特別関係者（注6）の株券等所有割合との合計が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得（注7）
- ③上記①又は②に規定される各行為が行われたか否かにかかわらず、当社の特定の株主が、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下本③において同じとします。）との間で行う行為であり、かつ、当該行為の結果として当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係（注8）を樹立する行為（注9）（ただし、当社が発行者である株券等につき当該特定の株主と当該他の株主の株券等保有割合の合計が20%以上となるような場合に限り。）

(注1)金融商品取引法第27条の23第1項に定義される株券等をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。

(注2)金融商品取引法第27条の23第4項に定義される株券等保有割合をいいます。以下同じとしますが、かかる株券等保有割合の計算上、(i)同法第27条の2第7項に定義される特別関係者、並びに(ii)当該特定の株主との間でフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関並びに当該特定の株主の公開買付代理人及び主幹事証券会社（以下「契約金融機関等」といいます。）は、当該特定の株主の共同保有者(同法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項により共同保有者とみなされる者を含みます

(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)。以下同じとします。)とみなします。また、かかる株券等保有割合の計算上、当社の発行済株式の総数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとします。

(注3) 売買その他の契約に基づく株券等の引渡請求権を有すること及び金融商品取引法施行令第14条の6に規定される各取引を行うことを含みます。

(注4) 金融商品取引法第27条の2第1項に定義される株券等をいいます。以下本②において同じとします。

(注5) 金融商品取引法第27条の2第8項に定義される株券等所有割合をいいます。以下同じとします。なお、かかる株券等所有割合の計算上、当社の総議決権の数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとします。

(注6) 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。なお、(i)共同保有者及び(ii)契約金融機関等は、当該特定の株主の特別関係者とみなします。以下同じとします。

(注7) 買付けその他の有償の譲受け及び金融商品取引法施行令第6条第3項に規定される有償の譲受けに類するものを含みます。

(注8) 「当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、デリバティブや貸株等を通じた当社株券等に関する実質的な利害関係等の形成や、当該特定の株主及び当該他の株主が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎に行うものとします。

(注9) 本文の③所定の行為がなされたか否かの判定は、当社取締役会が合理的に行うものとします。なお、当社取締役会は、当該③の要件に該当するか否かの判定に必要と判断される範囲において、当社株主に対して必要な情報を提供していただくよう要請することがあります。

#### (b) 意向表明書の提出

大規模買付者には、大規模買付行為の開始又は実行に先立ち、別途当社の定める書式により、本プランに定める手続（以下「大規模買付ルール」といいます。）を遵守することを当社取締役会に対して誓約する旨の大規模買付者の代表者による署名又は記名捺印のなされた書面及び当該署名又は記名捺印を行った代表者の資格証明書（以下、これらを併せて「意向表明書」といいます。）を当社代表取締役社長宛てに提出していただきます。当社代表取締役社長は、上記の意向表明書を受領した場合、速やかにこれを当社取締役会及び特別委員会に提出します。

意向表明書には、大規模買付ルールを遵守する旨の誓約のほか、大規模買付者の氏名又は名称、住所又は本店、事務所等の所在地、設立準拠法、代表者の氏名、日本国内における連絡先、大規模買付者が現に保有する当社の株券等の数、意向表明書提出前60日間における大規模買付者の当社株式の取引状況及び企図されている大規模買付行為の概要等を明示していただきます。なお、意向表明書における使用言語は日本語に限ります。

当社は、大規模買付者から意向表明書の提供があった場合、当社取締役会又は特別委員会が適切と認める事項について、適用ある法令等に従って適時適切に開示します。

#### (c) 大規模買付者に対する情報提供要求

当社取締役会及び特別委員会が意向表明書を受領した日から5営業日（初日は算入されないものとします。）以内に、大規模買付者には、当社取締役会に対して、次の①から③までに掲げる情報等（以下「大規模買付情報」と総称します。）を提供していただきます。当社取締役会は、大規模買付情報を受領した場合、速やかにこれを特別委員会に対して提供します。

なお、当社取締役会又は特別委員会が、大規模買付者から当初提供を受けた情報だけでは、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断することや、当社取締役会及び特別委員会が当該大規模買付行為に対する賛否の意見を形成して（以下「意見形成」といいます。）、又は代替案を立案して（以下「代替案立案」といいます。）株主の皆様に対して適切に提示することが困難であると判断した場合には、合理的な期間の提出期限を定めた上で、当該定められた具体的期間及び合理的な期間を必要とする理由を株主の皆様に対して開示することにより、株主の皆様による適切な判断並びに当社取締役会及び特別委員会による意見形成及び代替案立案のために必要な追加情報の提供を随時大規模買付者に対して要求することができるものとします。

また、当社取締役会又は特別委員会が大規模買付情報の提供が完了したと判断した場合には、当社は、適用ある法令等に従って直ちにその旨を株主の皆様に対して開示します。さらに、当社は、当社取締役会又は特別委員会の決定に従い、大規模買付情報の受領後の適切な時期に、大規模買付情報のうち当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断するために必要と認められる情報を、適用ある法令等に従って原則として適時適切に開示します。

なお、大規模買付ルールに基づく大規模買付情報の提供その他当社への通知、連絡における使用言語は日本語に限ります。

- ①大規模買付者及びそのグループ（主要な株主又は出資者（直接であるか間接であるかを問いません。以下同じとします。）及び重要な子会社・関連会社並びに共同保有者及び特別関係者を含み、大規模買付者がファンド若しくはその出資に係る事業体（日本法に基づいて設立されたものであるか外国法に基づいて設立されたものであるかを問わず、法形式の如何を問いません。以下、「ファンド等」といいます。）である場合又は大規模買付者が実質的に支配若しくは運用するファンド等が存する場合はその主要な組合員、出資者その他の構成員並びに業務執行組合員及び投資に関する助言を継続的に行っている者を含みます。以下同じとします。）の概要（具体的名称、住所又は本店・事務所等の所在地、設立準拠法、資本構成、出資先、出資先に対する出資割合、財務内容、投資方針の詳細、過去10年間における投融資活動の詳細、外国為替及び外国貿易法（以下、「外為法」といいます。）第26条第1項に規定される「外国投資家」への該当性の有無及びその根拠となる情報、当社グループの事業と同種の事業についての経験及び今後の競業可能性等の詳細に関する情報、過去10年以内における法令違反行為の有無（及びそれが存する場合にはその概要）並びに役員の名、略歴及び過去における法令違反行為の有無（及びそれが存する場合にはその概要）を含みます。）
- ②大規模買付者及びそのグループの内部統制システム（グループ内部統制システムを含みます。）の具体的内容及び当該システムの実効性の有無ないし状況
- ③大規模買付行為の目的（なお、支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大規模買付行為の後における当社株券等の第三者への譲渡等又は重要提案行為等（金融商品取引法第27条の26第1項に定義される重要提案行為等をいいます。以下同じとします。）を行うことその他の目的がある場合には、その旨及び概要を含みます。なお、目的が複数ある場合にはその全てを記載し

ていただきます。)、方法及び内容(大規模買付行為の対象となる当社株券等の種類及び数、大規模買付行為の対価の種類及び価額、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為及び関連する取引の実現可能性(大規模買付行為を一定の条件に係らしめている場合には当該条件の内容)並びに大規模買付行為完了後における株券等所有割合、当社株券等の保有方針及び当社株券等が上場廃止となる見込みがある場合にはその旨及びその理由を含みます。なお、大規模買付行為の方法の適法性については資格を有する弁護士による意見書を併せて提出していただきます。)

- ④大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡(当社に対して重要提案行為等を行うことに関する意思連絡を含みます。以下同じとします。)の有無及び意思連絡が存する場合にはその具体的な態様及び内容並びに当該第三者の概要
- ⑤大規模買付行為に係る買付け等の対価の算定根拠及びその算定経緯(算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定機関の名称と当該算定機関に関する情報、算定に用いた数値情報並びに大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジー及びディスシナジーの額並びにその算定根拠を含みます。)
- ⑥大規模買付行為に係る買付け等の資金の裏付け又は調達先(当該資金の提供者(直接・間接を問わず、実質的提供者を含みます。))の具体的な名称、調達方法、資金提供が実行されるための条件の有無及び内容及び資金提供後の担保ないし誓約事項の有無及び内容並びに関連する具体的取引の内容を含みます。)
- ⑦大規模買付行為の完了後に企図している当社グループの経営方針、大規模買付行為の完了後に派遣を予定している取締役の経歴その他の詳細に関する情報(当社グループの事業と同種の事業についての知識及び経験等に関する情報を含みます。)、事業計画、財務計画、資金計画、投資計画、資本政策及び配当政策等(大規模買付行為完了後における当社グループの資産の売却、担保提供その他の処分に関する計画を含みます。)
- ⑧大規模買付行為完了後における当社グループの役員、従業員、取引先、顧客、当社工場等が所在する地方公共団体その他の当社に係る利害関係者の処遇方針
- ⑨大規模買付者が濫用的買収者(下記(f)ア②に定義されます。)に該当しないことを誓約する旨の書面
- ⑩大規模買付行為に適用される可能性のある外為法その他の国内外の法令等に基づく規制事項、国内外の政府又は第三者から取得すべき独占禁止法、外為法その他の法令等に基づく承認又は許認可等の取得の蓋然性(なお、これらの事項につきましては、関係する法域における資格を有する弁護士による意見書を併せて提出していただきます。)
- ⑪大規模買付行為完了後における当社グループの経営に際して必要な国内外の許認可維持の可能性及び国内外の各種法令等の遵守の可能性
- ⑫反社会的勢力及びテロ関連組織との関連性の有無(直接であるか間接であるかを問いません。)及び関連性が存する場合にはその関連性に関する詳細並びにこれらに対する対処方針
- ⑬その他当社取締役会又は特別委員会が合理的に必要と判断し、不備のない適式な意向表明書を当社取締役会及び特別委員会を受領した日から原則として5営業日以内(初日は算入されないもの)とします。)に書面により大規模買付者に対して要求した情報

(d)取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、大規模買付者が開示した大規模買付行為の内容に応じた下記①又は②の期間（いずれも大規模買付情報の提供が完了したと当社取締役会又は特別委員会が判断した旨を当社が開示した日から起算され、初日は算入されないものとします。）を、当社取締役会による評価、検討、意見形成、代替案立案及び大規模買付者との交渉のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。大規模買付行為は、本プランに別段の記載なき限り、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるべきものとします。なお、かかる取締役会評価期間は、当社の事業内容の評価、検討の困難さや、意見形成、代替案立案等の難易度等を勘案して設定されたものです。

①対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社の全ての株券等の買付けが行われる場合：最長60日間

②上記①を除く大規模買付行為が行われる場合：最長90日間

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、大規模買付者から提供された大規模買付情報に基づき、当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益の確保・向上の観点から企図されている大規模買付行為に関して評価、検討、意見形成、代替案立案及び大規模買付者との交渉を行うものとします。当社取締役会が評価、検討、意見形成、代替案立案及び大規模買付者との交渉を行うにあたっては、必要に応じて、当社取締役会から独立した第三者的立場にある外部専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、税理士等をいいます。以下同じとします。）の助言を得るものとします。なお、かかる費用は、特に不合理と認められる例外的な場合を除き、全て当社が負担するものとします。

なお、特別委員会が取締役会評価期間内に下記(f)ア記載の勧告を行うに至らないこと等の理由により、当社取締役会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動又は不発動の決議に至らないことにつきやむを得ない事情がある場合、当社取締役会は、特別委員会の勧告に基づき、必要な範囲内で取締役会評価期間を最長30日間（初日は算入されないものとします。）延長することができるものとします。当社取締役会が取締役会評価期間の延長を決議した場合、当該決議された具体的期間及びその具体的期間が必要とされる理由を適用ある法令等に従って適時適切に開示します。

#### (e)特別委員会の設置

当社は、旧プランにおいて、その発動等に関する当社取締役会の恣意的判断を排するため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、社外取締役（補欠者を含みます。）及び社外有識者の3名以上から構成される特別委員会を設置しているところですが、本プランにおいても、社外取締役（補欠者を含みます。）及び社外有識者の中から3名以上の委員を選任する特別委員会（以下「特別委員会」といいます。）を設置します。

特別委員会は、必要に応じて、当社取締役会及び特別委員会から独立した第三者的立場にある外部専門家の助言を得ること等ができるものとします。なお、かかる助言を得るに際し要した費用は、特に不合理と認められる例外的な場合を除き、全て当社が負担するものとします。

本改正による旧プランの本プランへの改定時点において予定される特別委員会の委員は3名であり、各委員として就任予定の者の氏名及び略歴は「特別委員会委員の氏名及び略歴」（別紙2）のとおりです。

特別委員会の決議は、原則として現任の委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行います。ただし、特別委員に事故あるときその他やむを得ない事情があるときは、特別委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行います。

(f)特別委員会の勧告手続及び当社取締役会による決議

ア 特別委員会の勧告

特別委員会は、取締役会評価期間内（延長された場合にはその期間も含まれます。）に、次の①乃至③に定めるところに従い、当社取締役会に対して大規模買付行為に関する勧告を行うものとします。

①大規模買付ルールが遵守されなかった場合

大規模買付者が大規模買付ルールにつきその重要な点において違反した場合で、当社取締役会がその是正を書面により当該大規模買付者に対して要求した後5営業日以内（初日は算入されないものとします。以下「是正期間」といいます。）に当該違反が是正されない場合には、特別委員会は、当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益の確保・向上のために対抗措置を発動させないことが必要であることが明白であることその他の特段の事情がある場合を除き、原則として、当社取締役会に対して、大規模買付行為に対する対抗措置の発動を勧告します（当該違反が、是正されないことが明らかである場合においては、是正期間経過前においても、対抗措置発動を勧告します。）。かかる勧告がなされた場合、当社は、特別委員会の意見及びその意見の理由並びにその他適切と認められる情報を、適用ある法令等に従って適時適切に開示します。

なお、特別委員会は、当社取締役会に対して対抗措置の発動を勧告した後であっても、大規模買付行為が撤回された場合その他当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、対抗措置の発動の中止その他の勧告を当社取締役会に対して行うことができるものとします。かかる再勧告が行われた場合も、当社は、特別委員会の意見及びその意見の理由並びにその他適切と認められる情報を、適用ある法令等に従って適時適切に開示します。

②大規模買付ルールが遵守された場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合、特別委員会は、原則として、当社取締役会に対して、大規模買付行為に対する対抗措置の不発動を勧告します。

もっとも、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、特別委員会は、当該大規模買付者が次の(ア)から(サ)までのいずれかの事情を有していると認められる者（以下「濫用的買収者」と総称します。）であり、かつ、かかる大規模買付行為に対する対抗措置の発動が相当であると判断する場合には、当社取締役会に対して、かかる大規模買付行為に対する対抗措置の発動を勧告します。

(ア)真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で当社株券等の買収を行っている場合（いわゆるグリーンメイラー）ないし当社株券等の取得目的が主として短期の利鞘の獲得にある場合

(イ)当社の会社経営への参加の目的が、主として、当社の会社経営を一時的に支配して、当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該大規模買付者又はそのグループに移譲させることにある場合

(ウ)当社の会社経営を支配した後に、当社の資産の全部又は重要な一部を当該大規模買付者又はそのグループの債務の担保や弁済原資として不当に流用する予定で、当社株券等の取得を行っている場合

(エ)当社の会社経営への参加の目的が、主として、当社の会社経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券、知的財産権等の高額資産等を売却等によって処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、又は一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする点にある場合

- (オ)当社の経営には特に関心を示したり、関与したりすることもなく、当社株式を取得後、様々な策を弄して、もっぱら短中期的に当社株式を当社自身や第三者に転売することで売却益を獲得しようとし、最終的には当社の資産の処分まで視野に入れてひたすら自らの利益を追及しようとするものである場合
- (カ)大規模買付者の提案する当社株券等の取得条件（買付対価の種類、価額及びその算定根拠、内容、時期、方法、違法性の有無並びに実現可能性を含みますが、これらに限りません。）が、当社の企業価値に照らして不十分又は不適切なものであると合理的な根拠をもって判断される場合
- (キ)大規模買付者の提案する買収の方法が、二段階買付け（第一段階の買付けで当社株券等の全てを買付けられない場合における、二段階目の買付けの条件を不利に設定し、明確にせず、又は上場廃止等による将来の当社株券等の流通性に関する懸念を惹起せしめるような形で株券等の買付けを行い、株主の皆様に対して買付けに応じることを事実上強要することをいいます。）、部分的公開買付け（当社株券等の全てではなく、その一部のみを対象とする公開買付けをいいます。）等に代表される、構造上株主の皆様判断の機会又は自由を制約するような強圧的な方法による買収である場合
- (ク)大規模買付者による支配権取得により、株主の皆様はもとより、企業価値の源泉である顧客、従業員その他の当社の利害関係者との関係が破壊され、その結果として当社の企業価値が著しく毀損することが予想され、若しくは当社の企業価値の確保及び向上を著しく妨げるおそれがあると合理的な根拠をもって判断される場合、又は大規模買付者が支配権を獲得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該大規模買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値と比べ、明らかに劣後すると判断される場合
- (ケ)大規模買付者による支配権取得の事実それ自体が、当社の重要な取引先を喪失させる等、当社の企業価値を著しく毀損するものである場合
- (コ)大規模買付者の経営陣又は主要株主若しくは出資者に反社会的勢力又はテロ関連組織と関係を有する者が含まれている場合等、大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合
- (サ)(ア)乃至(コ)の他、当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益を著しく損なうと合理的な根拠をもって判断される場合

なお、かかる勧告に関する開示手続やその後の再勧告に関する手続は、上記①に準じるものとします。

### ③特別委員会によるその他の勧告等

特別委員会は、当社取締役会に対して、上記のほか、必要な内容の勧告や一定の法令等で許容されている場合における対抗措置の不発動又は撤回の決定等を行うことができるものとします。

なお、かかる勧告に関する開示手続やその後の再勧告に関する手続は、上記①に準じるものとします。

### イ 当社取締役会による決議

当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重した上で対抗措置の発動、不発動又は中止その他必要な決議を行うものとします。

なお、特別委員会から対抗措置不発動の決議をすべき旨の勧告がなされた場合であっても、当社取締役会は、かかる特別委員会の勧告を最大限尊重した上で、当該勧告に従うことにより取締役の善管

注意義務に違反するおそれがある等の事情があると認める場合には、対抗措置を発動するか否かを株主の皆様にご質問のうえ、下記の方法により当社株主総会を招集することができるものとします。また、当社取締役会が対抗措置を発動するに際しては、社外取締役を含む取締役全員の一致により決定することとします。対抗措置の発動、不発動又は中止その他必要な決議に係る決議を行った場合、当社は、当社取締役会の意見及びその意見の理由並びにその他適切と認められる情報を、適用ある法令等に従って適時適切に開示します。

#### ウ 当社株主総会の招集

当社取締役会が自らの判断で本プランによる対抗措置を発動することの可否を問うための当社株主総会を開催すべきと判断した場合には、当社取締役会は、当該判断結果を公表した日から原則として60日（初日は算入されないものとします。）以内を目標として、実務的に可能な範囲内で可及的速やかに当社株主総会を招集します。この場合には、大規模買付行為は、当該株主総会における対抗措置の発動議案の否決及び当該株主総会の終結後に行われるべきものといたします。当社取締役会は、かかる手続に従って招集された当社株主総会の決議に従い、対抗措置の発動又は不発動その他必要な決議を行うものとし、当該株主総会において本プランによる対抗措置の発動承認議案が否決された場合には、当該大規模買付行為に対しては本プランによる対抗措置の発動は行われません。

なお、当該株主総会の招集手続が開始された場合であっても、その後、当社取締役会において対抗措置不発動の決議を行った場合や当社取締役会にて対抗措置の発動を決議することが相当であると判断するに至った場合等には、当社は当社株主総会の招集手続を取り止めることができます。かかる決議を行った場合も、当社は、当社取締役会の意見及びその意見の理由並びにその他適切と認められる情報を、適用ある法令等に従って適時適切に開示します。

#### (g)大規模買付情報の変更

上記(c)の規定に従い、当社が大規模買付情報の提供が完了したと判断した旨開示した後、当社取締役会又は特別委員会が、大規模買付者によって当該大規模買付情報につき重要な変更がなされたと判断した場合には、その旨及びその理由並びにその他適切と認められる情報を、適用ある法令等に従って適時適切に開示することにより、従前の大規模買付情報を前提とする大規模買付行為（以下「変更前大規模買付行為」といいます。）について進めてきた本プランに基づく手続は中止され、変更後の大規模買付情報を前提とする大規模買付行為を、変更前大規模買付行為とは別個の大規模買付行為として取り扱い、本プランに基づく手続が改めて適用されるものとします。

#### (h)対抗措置の具体的内容

当社が本プランに基づき発動する大規模買付行為に対する対抗措置は、原則として、会社法第277条以下に規定する新株予約権の無償割当てによるものとします（以下、割り当てられる新株予約権を「本新株予約権」といいます。）。ただし、会社法その他の法令等及び当社定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には、当該その他の対抗措置が用いられることもあり得るものとします。

大規模買付行為に対する対抗措置として本新株予約権の無償割当てをする場合の概要は、「新株予約権の無償割当ての概要」（別紙3）に記載のとおりですが、実際に本新株予約権の無償割当てをする場合には、(i)例外事由該当事者による権利行使は認められないとの行使条件、又は(ii)当社が本新株予約権の一部を取得することとするとときに例外事由該当事者以外の新株予約権者が所有する本新株予約権のみを取得することができることを内容とする取得条項等、大規模買付行為に対する対抗措置と

しての効果を勘案した行使期間、行使条件、取得条項等を設けることがあります。

#### 4. 本プランの有効期間並びに継続、廃止及び変更等について

本プランの有効期間は、本定時株主総会において本プランによる買収防衛策継続に関する承認議案が承認可決された時点から本定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する当社定時株主総会後最初に開催される当社取締役会の終結時までとします。ただし、当該取締役会終結時において、現に大規模買付行為を行っている者又は当該行為を企図する者であって特別委員会において定める者が存在する場合には、当該行われている又は企図されている行為への対応のために必要な限度で、かかる有効期間は延長されるものとします。また、かかる有効期間の満了前であっても、①当社株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合又は②当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、本プランはその時点で廃止されるものとします。よって、本プランは、株主の皆様のご意向に従い、随時これを廃止させることが可能です。なお、本定時株主総会において本プランによる買収防衛策の継続に関する承認議案が承認可決されなかった場合には、本改正は効力を生じず、旧プランは本定時株主総会後最初に開催される当社取締役会の終結の時点で終了することとなります。

本プランについては、本年以降、必要に応じて、当社定時株主総会の終結後最初に開催される当社取締役会において、その継続、廃止又は変更の是非につき検討を行い、必要な場合には所要の決議を行います。

また、当社取締役会は、企業価値又は株主の皆様共同の利益の確保・向上の観点から、本プランに違反しない範囲、又は法令等若しくはそのガイドライン等の改正等若しくはこれらの解釈・運用の変更、若しくは税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲で、特別委員会の承認を得た上で、上記当社定時株主総会の終結後最初に開催される当社取締役会以外の時期においても、必要に応じて本プランを見直し、又は変更する場合があります。

本プランの廃止、変更等が決議された場合には、当社は、当社取締役会又は特別委員会が適切と認める事項について、適用ある法令等に従って適時適切に開示します。

#### 5. 株主及び投資家の皆様への影響について

(1) 本改正による旧プランの本プランへの改定時にそれが株主及び投資家の皆様へ与える影響

本改正による旧プランの本プランへの改定時には、本新株予約権の発行自体は行われません。したがって、本プランないし本改正が、その効力発生時に株主及び投資家の皆様の権利及び経済的利益に直接具体的な影響を与えることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様へ与える影響

当社取締役会は、本プランに基づき、当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益の確保・向上を目的として大規模買付行為に対する対抗措置を執ることがありますが、現在想定されている対抗措置の仕組み上、本新株予約権の発行時においても、保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じるものの、保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じないことから、株主及び投資家の皆様の法的権利及び経済的利益に対して直接的具体的な影響を与えることは想定しておりません。

ただし、例外事由該当者については、対抗措置が発動された場合、結果的に、その法的権利又は経済的利益に何らかの影響が生じる可能性があります。

また、対抗措置として本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であって、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主の皆様が確定した後において、当社が、本新株予約権の無償割当てを中止し、又は無償割当てされた本新株予約権を無償取得する場合には、結果として当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じないことから、当社株式1株当たりの価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

また、無償割当てがなされた本新株予約権の行使及び取得の手続について株主の皆様に関係する手続は、次のとおりです。

当社取締役会において、本新株予約権の無償割当てを行うことを決議した場合、当社は、本新株予約権の割当てのための基準日を定め、法令等及び当社定款に従い、これを公告します。基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、その所有株式数に応じて本新株予約権を割り当てます。なお、本新株予約権の無償割当てが行われる場合には、基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日に、当然に新株予約権者となります。

当社は、基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、本新株予約権の行使請求書（当社所定の書式によるものとし、行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日等の必要事項、株主の皆様ご自身が例外事由該当者ではないこと等を誓約する文言、普通株式の振替を行うための口座に関する情報を含むことがあります。）その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付します。株主の皆様におかれましては、本新株予約権1個当たり1円を払込取扱場所に払い込むとともに、当社取締役会が別途定める本新株予約権の行使期間内にこれらの必要書類を提出することにより、1個の本新株予約権につき1株の当社普通株式が発行されることとなります。ただし、例外事由該当者は、当該本新株予約権を行使できない場合があります。

他方、当社が本新株予約権を取得条項に基づき取得する場合、株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による本新株予約権の取得の対価として、当社普通株式の交付を受けることとなります（なお、この場合、株主の皆様には、別途、本人確認のための書類のほか、ご自身が例外事由該当者ではないこと等を誓約し、かかる誓約に虚偽が存した場合には交付された当社普通株式を直ちに返還する旨の文言を記載した書面、当社普通株式を交付するために必要な情報等を記載した書面等をご提出いただくことがあります。）。ただし、例外事由該当者については、前述したとおり、その有する本新株予約権が取得の対象とならないことがあります。

これらの手続の詳細につきましては、実際にこれらの手続が必要となった際に、適用ある法令等に従って、適時適切に開示しますので、当該内容をご確認ください。

### （ご参考）

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則）を以下のとおり充足しております。更に、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」及び東京証券取引所が有価証券上場規程の改正により導入し、2015年6月1日より適用を開始した「コーポレートガバナンス・コード（2018年6月1日最終改訂）」の「原則1－5. いわゆる買収防衛策」その他の買収防衛策に関する実務・議論を踏

まえた内容となっており、高度な合理性を有するものです。

#### (1) 企業価値ないし株主の皆様共同の利益の確保・向上

本プランは、上記3(1)記載のとおり、大規模買付者に対して事前に大規模買付行為に関する必要な情報の提供及び考慮・交渉のための期間の確保を求めることによって、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断されること、当社取締役会が特別委員会の勧告を受けて当該大規模買付行為に対する賛否の意見又は代替案を株主の皆様に対して提示すること、あるいは、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益の確保・向上を目的とするものです。

#### (2) 事前の開示

当社は、株主、投資家の皆様及び大規模買付者の予見可能性を高め、株主の皆様に適正な選択の機会を確保するために、本プランを予め開示しております。

また、当社は今後も、適用ある法令等に従って必要に応じて適時適切に所要の開示を行います。

#### (3) 株主意思の重視

当社は、本プランによる買収防衛策の継続に関する承認議案を本定時株主総会に付議することを通じて、株主の皆様のご意思を確認させていただきます。また、上記4記載のとおり、当社株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合、又は当社株主総会において選任された取締役により構成される当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとしており、その存続が株主の皆様意思に係らしめられています。

#### (4) 当社取締役会による外部専門家の意見の取得

上記3(2)(d)記載のとおり、当社取締役会は、対抗措置の発動に際しては、必要に応じて、当社取締役会から独立した第三者的立場にある外部専門家の助言を得た上で検討を行います。これにより当社取締役会の判断の客観性及び合理性が担保されることとなります。

#### (5) 特別委員会の設置及びその勧告の最大限の尊重

当社は、上記3(2)(e)記載のとおり、本プランの必要性及び相当性を確保し、経営者の保身のために本プランが濫用されることを防止するために、社外取締役（補欠者を含みます。）及び社外有識者の中から委員を選任する特別委員会を設置し、当社取締役会が対抗措置を発動する場合には、その判断の公正を担保し、かつ、当社取締役会の恣意的な判断を排除するために、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとしています。また、特別委員会は、必要に応じて、当社取締役会及び特別委員会から独立した第三者的立場にある外部専門家の助言を得ること等ができます。これにより、特別委員会の勧告に係る判断の客観性及び合理性が担保されることとなります。

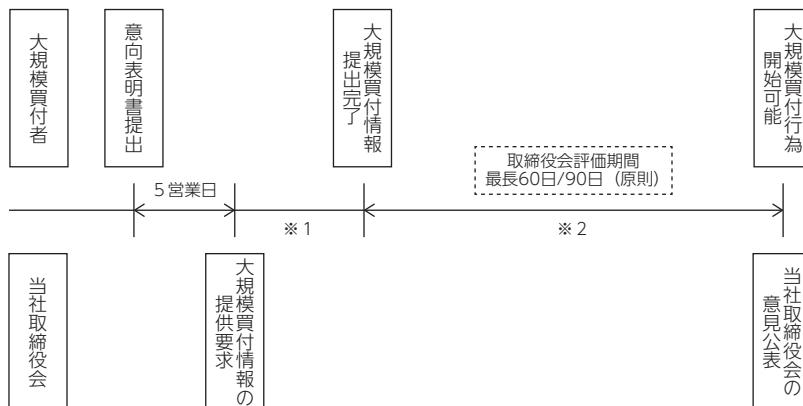
#### (6) デッドハンド型買収防衛策又はスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、上記4記載のとおり、当社株主総会又は株主総会において選任された取締役により構成される当社取締役会の決議によっていつでも廃止することができるものであり、また、当社は取締役の任期について期差選任制度を導入しておりませんので、いわゆるデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）又はスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）ではありません。

(別紙1)

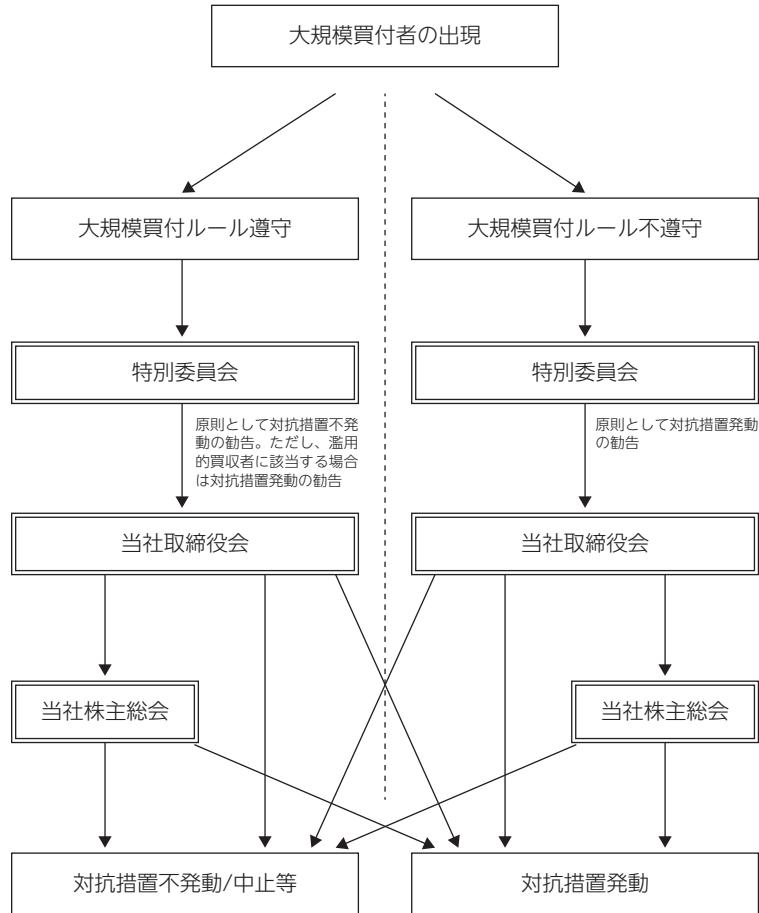
## 本プランの手續の流れ

### 【大規模買付ルールに関する概要】



- ※1：当社取締役会又は特別委員会が、当初提供を受けた情報だけでは当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断することや、当社取締役会及び特別委員会が意見形成又は代替案立案をして株主の皆様に対して適切に提示することが困難であると判断した場合には、合理的な期間の提出期限を定めた上で、当該定められた具体的な期間及び合理的な期間を必要とする理由を株主の皆様に対して開示することにより、株主の皆様による適切な判断並びに当社取締役会及び特別委員会による意見形成及び代替案立案のために必要な追加情報の提供を随時大規模買付者に対して要求することができるものとしします。
- ※2：対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社株券等の全ての買付けの場合には最長60日間（初日不算入）、その他の大規模買付行為の場合には最長90日間（初日不算入）。なお、特別委員会が取締役会評価期間内に一定の勧告を行うに至らないこと等の理由により、当社取締役会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動又は不発動の決議に至らないことにつきやむを得ない事情がある場合、当社取締役会は、特別委員会の勧告に基づき、必要な範囲内で取締役会評価期間を最長30日間（初日不算入）延長することができるものとしします。
- ※3：特別委員会は当社取締役会に対し必要に応じて勧告を行います。
- ※4：当社取締役会は、必要に応じ、当社取締役会として株主の皆様へ大規模買付者が提示する買収提案や事業計画等に代替する事業計画等の提示を行い、また、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行います。
- ※5：当社取締役会が自らの判断で本プランによる対抗措置を発動することの可否を問うための当社株主総会を開催すべきものと判断した場合には、当社取締役会は、当該判断結果を公表した日から原則として60日（初日不算入）以内を目標として、実務的に可能な範囲で可及的速やかに当社株主総会を招集します。

【対抗措置発動に関する概要】



※（別紙1）は、株主の皆様のご便宜のため、本プランの手続の流れに関する概要を記載したものです。詳細につきましては、本議案の本文をご参照ください。

(別紙2)

**特別委員会委員の氏名及び略歴**

- 〔氏名〕 高藤 忠治 (たかとう ただはる)  
1951年1月14日生まれ
- 〔略歴〕 1973年4月 株式会社静岡銀行入行  
1999年4月 同行 執行役員沼津支店長  
2001年6月 同行 常務執行役員東部カンパニー長  
2003年6月 同行 取締役常務執行役員支店営業担当営業副本部長  
2005年6月 同行 取締役副会長  
2007年6月 静岡不動産株式会社代表取締役社長  
2008年6月 同社 代表取締役会長  
2009年1月 株式会社マキヤ社外取締役  
2013年6月 静岡不動産株式会社取締役会長  
伊豆箱根鉄道株式会社社外取締役  
2014年6月 当社 社外監査役  
2015年6月 当社 取締役 (監査等委員)  
2016年6月 当社 取締役 (現任)
- 〔氏名〕 小山 圭子 (こやま けいこ)  
1969年1月17日生まれ
- 〔略歴〕 1991年4月 キリンビール株式会社入社  
2004年1月 高澤社会保険労務士事務所 (現：社会保険労務士事務所オフ  
イスアールワン) 入所  
2006年4月 社会保険労務士小山事務所開所  
同所 所長 (現任)  
2014年6月 当社 社外監査役  
2015年6月 当社 取締役 (監査等委員) (現任)

〔氏名〕 藤井 明 (ふじい あきら)  
 1951年1月27日生まれ

〔略歴〕 1974年4月 三菱商事株式会社入社  
 2002年3月 米国三菱商事会社 SVP 生活産業部門担当  
 2004年4月 三菱商事株式会社 食糧本部戦略企画室長  
 2005年4月 同社 執行役員食糧本部長  
 2008年4月 米久株式会社 顧問  
 2008年5月 同社 代表取締役社長  
 2013年5月 同社 常任相談役  
 2014年5月 同社 相談役 (非常勤)  
 2016年6月 当社 取締役 (監査等委員) (現任)  
 2017年5月 一般財団法人アグリオープンイノベーション機構 理事長  
 (現任)

(別紙3)

## 新株予約権の無償割当ての概要

### 1.割当対象株主

当社取締役会で別途定める基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有株式（ただし、当社の有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新株予約権の無償割当てをする。

### 2.新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の行使により交付される当社普通株式は1株とする。

### 3.新株予約権の無償割当ての効力発生日

当社取締役会において別途定める。

### 4.各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して行われる出資の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの価額は金1円とする。

### 5.新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

### 6.新株予約権の行使条件

新株予約権の行使条件は当社取締役会において別途定めるものとする（なお、例外事由該当者による権利行使は認められないとの行使条件等、大規模買付行為に対する対抗措置としての効果を勘案した行使条件を付すこともあり得る。）。

### 7.当社による新株予約権の取得

当社は、大規模買付者が大規模買付ルールに違反をした日その他の一定の事由が生じること又は当社取締役会が別に定める日が到来すること等を条件として、当社取締役会の決議に従い、新株予約権の全部又は例外事由該当者以外の新株予約権者が所有する新株予約権のみを取得することができることを内容とする取得条項等、大規模買付行為に対する対抗措置としての効果を勘案した取得条項を当社取締役会において付すことがあり得る。

### 8.新株予約権の無償取得事由（対抗措置の廃止事由）

以下の事由のいずれかが生じたときは、当社は、新株予約権の全部を無償にて取得することができる。

- (a) 当社株主総会において大規模買付者の買収提案について普通決議による賛同が得られた場合
- (b) 特別委員会の全員一致による決定があった場合

(c) その他当社取締役会が別途定める場合

### **9.新株予約権の処分に関する協力**

新株予約権の割当てを受けた例外事由該当事者が当社の企業価値又は株主共同の利益に対する脅威ではなくなったと合理的に認められる場合には、当社は、特別委員会への諮問を経て、当該例外事由該当事者からその所有に係る新株予約権又は新株予約権の取得対価として当該例外事由該当事者に交付された新株予約権の処分について、買取時点における公正な価格（投機対象となることによって高騰した市場価格相当額を算定の基礎から除外して算定するものとする。）で第三者が譲り受けることを斡旋する等、合理的な範囲内で協力するものとする。ただし、当社はこのことに関し何らの義務を負うものではない。

### **10.新株予約権の行使期間等**

新株予約権の行使期間その他の必要な事項については、当社取締役会において別途定めるものとする。

以 上

(提供書面)

## 事業報告 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当連結会計年度の事業の概況

##### ① 事業の経過及び成果

当社グループでは、2022年3月までの3ヵ年中期経営計画「Create Next YSK」の2年目にあたり、「おいしさ」と“健康”で価値創造フィールドを拡大し、顧客に支持される食品メーカーへ」をビジョンに掲げて、i. 差別化とフィールド拡大による成長、ii. 海外事業のステージアップ、iii. 新規事業育成、の3つの基本戦略を推進してきました。

しかしながら、2019年の当社製品の一部における不正表示の判明を受け、顧客の信頼回復と再発防止策に優先的に取り組んだことに加え、新型コロナウイルス感染症の拡大など、当該計画の前提となる事業環境が大きく変化したことから、2020年8月に中期経営計画の見直しを行い、「顧客に支持される食品メーカーへ」を経営ビジョンとして、i. 顧客の信頼回復、ii. 品質保証体制の抜本的見直し、iii. 差別化とフィールド拡大による成長、iv. 海外事業のステージアップに向けた体制作り、v. 新規事業育成に向けた体制作り、の5つの基本戦略を推進してきました。

具体的には、再発防止策を優先的に進め、顧客の信頼回復に繋がる活動を重点的に行うことで、安全安心な製品の安定供給の実現に取り組んできました。また、精緻な検査体制の再構築や原料管理に係るシステムの構築などを進め、顧客に支持される品質保証体制、生産体制の実現に取り組んできました。その他、コロナ禍における新たな営業体制の構築や顧客対応スピードの向上を図ってきました。海外事業については、Webを活用した商談を積極的に行い、ASEANを中心に調味料、機能性食品素材の販売を強化してきました。新規事業については、当社グループがこれまで培ってきた技術を活用して、農業分野など新たな事業分野への展開を進めてきました。

連結売上高につきましては、前連結会計年度における不正表示の影響や今般の新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う販売活動への制約等により、143億12百万円（前年同期比6億8百万円、4.1%減）となりました。利益面につきましては、経費削減に努めたものの売上高が減収となったほか売上構成の変化に伴い利益率が低下したことから、連結営業利益は6億95百万円（同1億28百万円、15.6%減）となりました。また、連結経常利益は、7億24百万円（同1億62百万円、18.3%減）となったほか、特別損失に工場集約計画の中止に伴う減損損失2億41百万円を計上したことから、親会社株主に帰属する当期純利益は2億50百万円（同66百万円、21.0%減）となりました。

## 調味料

調味料は、主に加工食品メーカー向けの液体調味料や粉体調味料の製造販売及び各種香辛料の製造販売に関するセグメントです。不正表示の影響や新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う販売活動への制約等により、液体調味料、粉体調味料、香辛料ともに売上が減少しました。その結果、調味料セグメントの売上高は、68億2百万円（前年同期比6億51百万円、8.7%減）となりました。セグメント利益は、販売費及び一般管理費が減少したものの売上高の減少により、5億72百万円（同1億74百万円、23.3%減）となりました。



## 機能食品

機能食品は、機能性食品素材及び機能食品の製造販売に関するセグメントです。機能性食品素材では注力素材であるアンセリンの機能性表示食品への新規採用が進んだものの他の機能性素材製品の売上減少を補えなかったほか、機能食品は市場環境の変化により主力商品の苦戦が続いており売上が減少しました。その結果、機能食品セグメントの売上高は、27億15百万円（同89百万円、3.2%減）となりました。セグメント利益は、販売費及び一般管理費が減少したほか売上構成の変化に伴う利益率改善により、6億83百万円（同75百万円、12.4%増）となりました。



## 水産物

水産物は、冷凍鮪・冷凍鰹の原料販売及び加工製品の製造販売に関するセグメントです。新型コロナウイルス感染症拡大による需要低迷により減収となる製品群が多いなか、外食向け「Alマグロ」の販売、ふるさと納税返礼品の納入、本鮪・南鮪等高額商材の加工販売の増加等により売上が増加しました。その結果、水産物セグメントの売上高は、37億41百万円（同2億49百万円、7.2%増）となりました。セグメント利益は、原料価格の上昇や外注加工費等製造経費の増加による売上原価率上昇により、セグメント損失0百万円（前年同期はセグメント利益39百万円）となりました。



## その他

その他は、化粧品通信販売及びその他商品の販売に関するセグメントです。化粧品通信販売及びその他商品の販売が共に伸び悩み、その他セグメントの売上高は、10億53百万円（同1億17百万円、10.1%減）となりました。セグメント利益は、化粧品通信販売に係る広告宣伝費の削減等により37百万円（同8百万円、31.4%増）となりました。



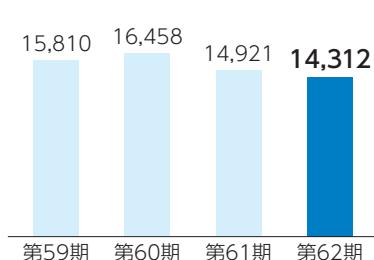
- ② 設備投資の状況  
当連結会計年度に要した設備投資の総額は、3億28百万円であり、その主なものは、生産能力の維持・向上を主体とした既存設備の更新であります。
- ③ 資金調達の状況  
当連結会計年度においては、増資又は社債発行等による非経常的な資金調達はありませ  
ん。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況  
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況  
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況  
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況  
該当事項はありません。

## (2) 財産及び損益の状況

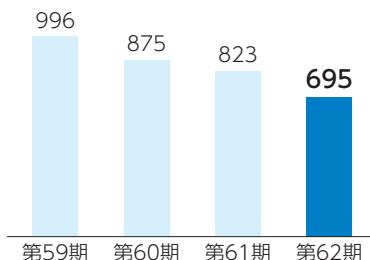
区 分	期 別	第59期 2017年度	第60期 2018年度	第61期 2019年度	第62期 2020年度
売上高	(百万円)	15,810	16,458	14,921	14,312
営業利益	(百万円)	996	875	823	695
経常利益	(百万円)	998	889	886	724
親会社株主に帰属する 当期純利益	(百万円)	605	512	316	250
1株当たり当期純利益	(円)	48.83	41.41	25.79	20.47
総資産	(百万円)	23,020	22,950	22,295	22,438
純資産	(百万円)	19,773	19,722	19,533	19,384
1株当たり純資産	(円)	1,594.66	1,607.77	1,592.33	1,633.05

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しています。

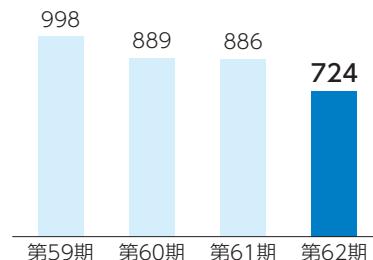
## ● 売上高 (百万円)



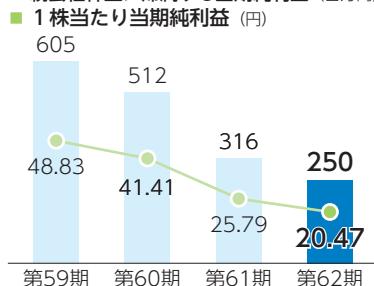
## ● 営業利益 (百万円)



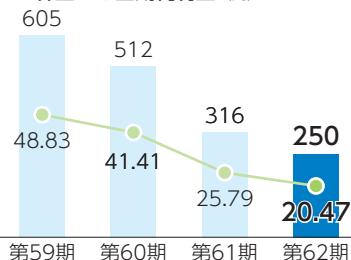
## ● 経常利益 (百万円)



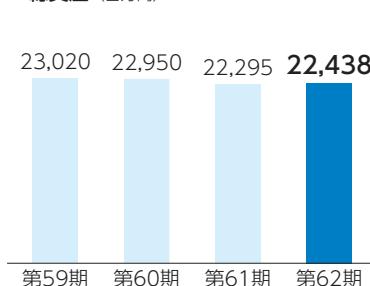
## ● 親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)



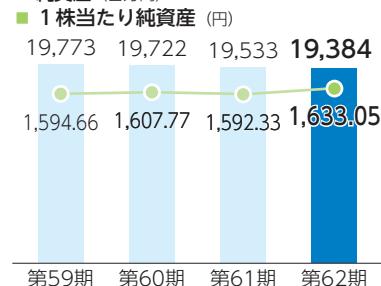
## ■ 1株当たり当期純利益 (円)



## ● 総資産 (百万円)



## ● 純資産 (百万円)



## ■ 1株当たり純資産 (円)



### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係  
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
マルミフーズ株式会社	100百万円	100%	水産物の加工・販売
UMIウェルネス株式会社	50百万円	100%	健康食品の通信販売

- ③ 当事業年度末日における特定完全子会社の状況  
該当事項はありません。

### (4) 対処すべき課題

当社グループは、2019年5月に発表した「“おいしさ”と“健康”で価値創造フィールドを拡大し、顧客に支持される食品メーカーへ」を経営ビジョンとする中期経営計画「Create Next YSK」に取り組んできました。しかしながら、2019年の当社製品の一部における不正表示の判明を受け、顧客の信頼回復と再発防止策に優先的に取り組んだことに加え、新型コロナウイルス感染症の拡大など、当該計画の前提となる事業環境が大きく変化したことから、2020年8月に中期経営計画の見直しを行い、「顧客に支持される食品メーカーへ」を経営ビジョンとして、顧客の信頼回復、品質保証体制の抜本的見直し、差別化とフィールド拡大による成長、海外事業のステージアップに向けた体制作り、新規事業育成に向けた体制作り、の5つの基本戦略を推進していきます。

- ① 顧客の信頼回復  
顧客の信頼回復につながる活動に重点的に取り組み、安全安心な製品の安定供給を実現します。
- ② 品質保証体制の抜本的見直し  
正しい食品表示の提供を可能とするシステムの構築と定着化及びフレーム・工程事故の削減、精緻な検査体制の構築により、顧客に支持される品質保証体制を実現します。
- ③ 差別化とフィールド拡大による成長  
顧客視点による差別化商品の積極推進と機会創造型営業人材の育成強化を図るとともに、川上川下を問わず強み拡大による成長戦略を強力に推し進めます。
- ④ 海外事業のステージアップに向けた体制作り  
ASEANをターゲットとした現地での販売体制の強化と現地生産に向けた体制の検討を進めていきます。

⑤ 新規事業育成に向けた体制作り

一定の人的リソース、当社グループ技術等の経営資源を投入しながら、農業分野など従来にない分野に積極的に挑戦し、新たな収益基盤を生み出す種まきを行います。

これらの基本戦略の実現に向けた経営基盤の強化策として、全社的なコンプライアンス意識の醸成とリスクマネジメントの強化、全社的なコミュニケーションの活性化、人材育成を中心とした持続可能性の追求、資産のスリム化やM&Aの推進を軸とした資本効率の追求を図っていきます。

当社グループを取り巻く環境は、大変厳しい状況ではありますが、安全・安心な製品の安定供給に取り組んでいく所存です。株主の皆様におかれましては、更なるご支援をお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

当社グループは、次の製品を主体とした製造・販売並びに関連商品の販売を行っています。

区分	主要品目
調味料	各種エキス、各種オイル、各種スープ、各種粉体調味料、風味調味料、各種具材・惣菜、各種低塩調味料、調味料類受託加工、各種わさび類他香辛料等
機能食品	各種海洋機能性素材、キッチン・キトサン・オリゴ糖類、テアフラビン、各種機能食品、各種機能食品受託加工等
水産物	冷凍マグロ・カツオ加工、水産物問屋業、倉庫業等
その他	その他商品等

(6) 主要な営業所及び工場 (2021年3月31日現在)

① 当社

名称	所在地
本社	静岡県焼津市
静岡本部	静岡県静岡市駿河区
焼津・団地工場	静岡県焼津市
大東工場	静岡県掛川市
掛川工場	静岡県掛川市
東京営業所	東京都品川区
大阪営業所	大阪府大阪市淀川区
名古屋営業所	愛知県名古屋市千種区
九州営業所	福岡県福岡市博多区
東京R&Dラボ	東京都品川区
バンコク事務所	タイ国バンコク市

(注) 本社所在地は上記のとおりであります。実際の本社業務は静岡本部で行っています。

## ② 子会社

名 称	所 在 地
マ ル ミ フ ー ズ 株 式 会 社	静岡県静岡市駿河区
U M I ウ ェ ル ネ ス 株 式 会 社	東京都新宿区

## (7) 使用人の状況 (2021年3月31日現在)

### ① 当社グループの使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
223 (70) 名	+5 (+1) 名

(注) 使用人数は就業員数であり、パートタイマー、嘱託及び派遣社員は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しています。

### ② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
190 (23) 名	+4 (+2) 名	40.0歳	15.6年

(注) 使用人数は就業員数であり、パートタイマー、嘱託及び派遣社員は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しています。

## (8) 主要な借入先の状況 (2021年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株式会社静岡銀行	700百万円

## (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

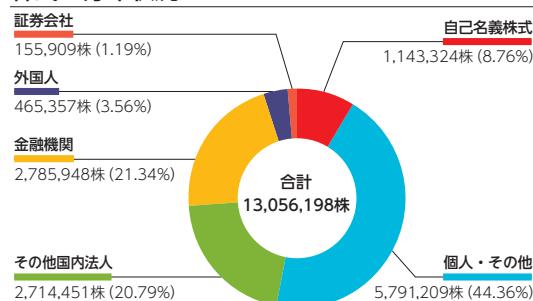
該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項

### 株式の状況（2021年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 50,000,000株
- ② 発行済株式の総数 13,056,198株  
(自己株式1,143,324株を含む)
- ③ 株主数 16,314名
- ④ 大株主（上位10名）

### 株式の分布状況



株主名	持株数(株)	持株比率(%)
エスエスケイフーズ株式会社管理本部	1,230,000	10.32
日本スタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	672,100	5.64
株式会社静岡銀行	598,100	5.02
鈴木 ミツエ	530,082	4.45
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	342,643	2.88
高田 隆右	335,800	2.82
しずおか焼津信用金庫	321,371	2.70
丸啓経節株式会社	222,300	1.87
松村 貞敏	179,101	1.50
株式会社日本カストディ銀行(信託口5)	152,100	1.28

- (注) 1. 自己株式1,143,324株を保有していますが、上記大株主から除いています。また、持株比率は自己株式を控除して計算しています。
2. 監査等委員でない取締役（社外取締役を除きます。）を対象とする株式報酬制度を導入しており、この制度に関して設定される役員向け株式交付信託が保有する当社株式については、自己株式として取り扱っていますが、上記持株比率の算定においては、当該株式を控除していません。

- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況  
当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

当社は、監査等委員でない取締役（社外取締役を除く。）を対象とする株式報酬制度を導入しており、当事業年度中に退任した2名の取締役に対して自社の株式を交付しています。

・取締役に交付した株式の区分別合計

区 分	株式数	交付対象者数
取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）	8,100株	2名

- ⑥ その他株式に関する重要な事項

当社は、2021年2月5日開催の当社取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得について決議し、以下のとおり取得しました。

取得対象株式の種類	普通株式
取得した株式の総数	404,800株
取得価額の総額	409,252,800円
取得日	2021年2月8日

### 3. 会社役員の状況

#### (1) 取締役の状況（2021年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	山田 潤	開発本部長
取締役	内山 毅彦	品質保証本部長 兼UMIウェルネス株式会社取締役
取締役	山下 敦	経営統括本部長 兼マルミフーズ株式会社監査役 兼UMIウェルネス株式会社監査役
取締役	大橋 弘明	生産本部長
取締役	多々良 勝広	営業本部長兼海外事業本部長
取締役	高藤 忠治	
取締役（監査等委員）	加藤 康	
取締役（監査等委員）	小山 圭子	社会保険労務士小山事務所所長
取締役（監査等委員）	藤井 明	一般財団法人アグリオープンイノベーション機構理事長

- (注) 1. 取締役高藤忠治氏、取締役（監査等委員）小山圭子氏及び藤井 明氏は、社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）加藤 康氏は、常勤の監査等委員であります。内部監査部門との連携強化及び情報収集と共有化による監査等委員会の実効性の確保のため、常勤の監査等委員を選定しています。
3. 当事業年度中の役員の異動は、以下のとおりです。
- ・2020年6月25日開催の第61期定時株主総会において、大橋弘明氏、多々良勝広氏は、取締役に選任され、就任いたしました。
  - ・2020年6月25日開催の第61期定時株主総会終結の時をもって、石川真理子氏、田中勝弘氏は、取締役を退任いたしました。
4. 取締役（監査等委員）は、以下のとおり、知見を有しています。
- ・加藤 康氏は、当社業務に関して豊富な知識と経験を有しています。
  - ・小山圭子氏は、社会保険労務士としての豊富な知識と経験を有しています。
  - ・藤井 明氏は、海外及び経営に関して豊富な知識と経験を有しています。
5. 当社は、取締役高藤忠治氏、取締役（監査等委員）小山圭子氏及び藤井 明氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ています。

#### (2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

### (3) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、当社及び当社子会社の取締役を被保険者として、保険会社との間で役員等賠償責任保険契約を締結しています。当該契約の保険料は全額当社が負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

当該保険契約は、被保険者である役員等がその職務に関して責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど一定の免責事由があります。

### (4) 取締役の報酬等

#### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針について、指名・報酬委員会の審議を経て、取締役会で決定しております。その概要は次のとおりです。

- ・ 監査等委員でない取締役（社外取締役を除く。）の報酬は、固定金銭報酬、短期金銭賞与及び株式信託報酬とする。
- ・ 固定金銭報酬は、毎年、業界及び当社の利益水準、GDP成長率、物価動向等勘案のうえ、見直しを行うこととする。必要に応じて業績その他の理由により減額の措置をとることができることとする。
- ・ 短期金銭賞与の総枠は、当該年度営業利益の2%とし、役位に応じて分配することとする。ただし、総枠の上限は、固定金銭報酬（月々）の5ヶ月とする。
- ・ 株式信託報酬は、役位に応じて付与されるポイント数に相当する数の当社株式を、退任時に交付することとする。
- ・ 社外取締役及び取締役（監査等委員）の報酬は、固定金銭報酬のみとし、毎年、業界及び当社の利益水準、GDP成長率、物価動向等勘案のうえ、見直しを行うこととする。

なお、取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、社外取締役が半数を占める指名・報酬委員会にて、報酬等の内容について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っており、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しています。

## ② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員を除く）の報酬等限度額は、2015年6月26日開催の第56期定時株主総会において年額2億2,000万円以内（うち、社外取締役分は年額2,000万円以内）（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議しております。なお、当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名（うち社外取締役1名）です。

取締役（監査等委員）の報酬等限度額は、2015年6月26日開催の第56期定時株主総会において年額4,000万円以内と決議しております。なお、当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。

監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）に対する株式信託報酬については、2017年6月28日開催の第58期定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く）の報酬等限度額とは別枠で、1事業年度当たりの上限付与ポイントを26,000ポイントとして決議しております。なお、当該定時株主総会終結時点の監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）の員数は6名です。

## ③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容の決定について、透明性及び客観性を確保する観点から、取締役会が指名・報酬委員会に委任できることとしています。指名・報酬委員会は、代表取締役社長を議長とし、社外取締役を半数とする4名で構成されており、報酬等の内容について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行ったうえで出席委員の過半数によって決議されており、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しています。

なお、指名・報酬委員会の委員は以下のとおりです。

氏名	地位、担当
山田 潤	代表取締役社長
山下 敦	取締役執行役員経営統括本部長
高藤忠治	社外取締役
小山圭子	社外取締役（監査等委員）

④ 取締役の報酬等の総額

区 分	総 額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固 定 報 酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取 締 役 (監査等委員を除く)	126	102	13	9	8
(うち 社 外 取 締 役)	(11)	(11)	(—)	(—)	(1)
取 締 役 (監査等委員)	22	22	—	—	3
(うち 社 外 取 締 役)	(11)	(11)	(—)	(—)	(2)
合 計	148	125	13	9	11

- (注) 1. 業績連動報酬等として監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）に対して短期金銭賞与を支給しています。業績連動報酬等の額の算定基礎として選定した業績指標は、事業の成績を表す指標であることから営業利益としており、3. (4) ①に記載の方針のとおり算定しています。なお、当事業年度を含む営業利益の推移は1. (2) 財産及び損益の状況に記載のとおりです。
2. 取締役（監査等委員を除く）の報酬等限度額は、2015年6月26日開催の第56期定時株主総会において年額2億2,000万円以内（うち、社外取締役分は年額2,000万円以内）（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいています。
3. 取締役（監査等委員）の報酬等限度額は、2015年6月26日開催の第56期定時株主総会において年額4,000万円以内と決議いただいています。
4. 非金銭報酬等として監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）に対して株式信託報酬を交付しています。株式報酬については、2017年6月28日開催の第58期定時株主総会において、上記2で記載の報酬限度額とは別枠として決議いただいた株式報酬制度に基づき、当事業年度に計上した役員株式給付引当金繰入額を記載しています。

## (5) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
  - ・取締役（監査等委員）小山圭子氏は社会保険労務士小山事務所所長であります。なお、当社と同事務所との間には特別な関係はありません。
  - ・取締役（監査等委員）藤井 明氏は一般財団法人アグリオープンイノベーション機構理事長であります。なお、当社と同機構との間には特別な関係はありません。
- ② 主要取引先等特定関係事業者との関係  
該当事項はありません。
- ③ 当事業年度における主な活動状況

### a. 取締役会及び監査等委員会への出席状況

	取締役会（13回開催）		監査等委員会（14回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 高藤 忠治	13回	100%		
取締役（監査等委員） 小山 圭子	13回	100%	14回	100%
取締役（監査等委員） 藤井 明	13回	100%	14回	100%

### b. 取締役会及び監査等委員会における発言状況

取締役高藤忠治氏は、取締役会に出席し、経営に関する豊富な経験と高い見識に基づいて意見を述べるとともに、取締役会の意思決定の妥当性・適正性の確保のための助言及び提言を適宜行っています。

取締役（監査等委員）小山圭子氏は、取締役会及び監査等委員会に出席し、主に社会保険労務士としての専門的見地から意見を述べるとともに、取締役会の意思決定の妥当性・適正性の確保のための助言及び提言を適宜行っています。

取締役（監査等委員）藤井 明氏は、取締役会及び監査等委員会に出席し、海外及び経営に関する豊富な経験と高い見識に基づいて意見を述べるとともに、取締役会の意思決定の妥当性・適正性の確保のための助言及び提言を適宜行っています。

### c. 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

社外取締役は、取締役会の他、各種経営に関する会議や委員会に出席し、客観的な立場から積極的に意見を述べることでコミュニケーションを図り、業務執行の監督及び助言を行っています。

## 4. 会計監査人の状況

### (1) 名称

芙蓉監査法人

### (2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	29百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	29百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。
2. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬につき、会社法第399条第1項の同意を行っています。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

### (5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

## 5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の最重要課題の一つとして位置付けています。利益配分としては、時代のニーズに対応するための研究開発、生産、市場開拓等への投資を進めながら、配当性向を勘案しつつ継続的に安定した配当を実施することを基本方針としています。

なお、内部留保資金の使途につきましては、自己資金の充実に配慮しつつも、競争力の維持・向上を目的とした効果的な設備投資、研究開発資金等の資金需要に備えています。

当事業年度につきましては、2021年5月10日開催の取締役会において、次のとおり剰余金の処分に関する決議をいたしました。

期末配当に関する事項

- ① 株主に対する配当財産の割当てに関する事項

当社普通株式1株につき金14円

- ② 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年6月25日

既に、2020年12月2日に実施済みの中間配当金1株当たり10円とあわせて、年間配当金は1株当たり24円となります。

なお、剰余金の配当は株主総会によらず取締役会決議により行うことができる旨を定款で定めています。

---

(注) 事業報告の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨て、また割合及び持株比率は表示単位未満を四捨五入して表示しています。

## 連結計算書類

### 連結貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
<b>(資産の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>14,622,707</b>
現金及び預金	9,146,780
受取手形及び売掛金	2,941,531
商品及び製品	951,442
仕掛品	94,699
原材料及び貯蔵品	1,404,327
その他	84,824
貸倒引当金	△900
<b>固定資産</b>	<b>7,815,756</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>4,990,602</b>
建物及び構築物	1,557,665
機械装置及び運搬具	746,485
土地	2,603,175
リース資産	10,123
その他	73,151
<b>無形固定資産</b>	<b>121,505</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>2,703,647</b>
投資有価証券	2,296,078
退職給付に係る資産	223,218
繰延税金資産	11,038
その他	177,633
貸倒引当金	△4,321
<b>資産合計</b>	<b>22,438,463</b>

科目	金額
<b>(負債の部)</b>	
<b>流動負債</b>	<b>2,555,233</b>
支払手形及び買掛金	1,018,944
短期借入金	700,000
リース債務	2,551
未払法人税等	31,639
未払消費税等	16,591
賞与引当金	132,750
その他	652,755
<b>固定負債</b>	<b>498,352</b>
リース債務	8,577
繰延税金負債	433,923
退職給付に係る負債	29,156
役員株式給付引当金	26,695
<b>負債合計</b>	<b>3,053,586</b>
<b>(純資産の部)</b>	
<b>株主資本</b>	<b>18,414,572</b>
資本金	3,617,642
資本剰余金	3,422,856
利益剰余金	12,556,861
自己株式	△1,182,788
<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>970,304</b>
その他有価証券評価差額金	970,304
<b>純資産合計</b>	<b>19,384,876</b>
<b>負債及び純資産合計</b>	<b>22,438,463</b>

## 連結損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		14,312,360
売上原価		11,114,270
売上総利益		3,198,089
販売費及び一般管理費		2,503,005
営業利益		695,084
営業外収益		
受取利息	1,067	
受取配当金	37,874	
受取賃貸料	17,572	
補助金収入	18,306	
その他	24,530	99,351
営業外費用		
支払利息	1,961	
損害賠償金	16,371	
減価償却費	26,303	
その他	25,637	70,272
経常利益		724,162
特別利益		
固定資産売却益	1,374	
投資有価証券売却益	48	
保険収益	6,232	7,655
特別損失		
固定資産除却損	66,686	
災害損失	3,268	
減損損失	241,428	
品質関連損失	47,377	358,760
税金等調整前当期純利益		373,057
法人税、住民税及び事業税	80,002	
法人税等調整額	43,025	123,027
当期純利益		250,030
親会社株主に帰属する当期純利益		250,030

## 連結株主資本等変動計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2020年4月1日 残高	3,617,642	3,422,547	12,601,882	△783,151	18,858,920
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△295,051		△295,051
親会社株主に帰属する 当期純利益			250,030		250,030
自己株式の取得				△433,305	△433,305
自己株式の処分		309		33,667	33,977
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額 (純額)					
連結会計年度中の 変動額合計	—	309	△45,020	△399,637	△444,348
2021年3月31日 残高	3,617,642	3,422,856	12,556,861	△1,182,788	18,414,572

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計	
2020年4月1日 残高	674,424	674,424	19,533,345
連結会計年度中の変動額			
剰余金の配当			△295,051
親会社株主に帰属する 当期純利益			250,030
自己株式の取得			△433,305
自己株式の処分			33,977
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額 (純額)	295,880	295,880	295,880
連結会計年度中の 変動額合計	295,880	295,880	△148,468
2021年3月31日 残高	970,304	970,304	19,384,876

# 計算書類

## 貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
<b>(資産の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>13,968,771</b>
現金及び預金	8,907,145
受取手形	75,938
売掛金	2,617,716
商品及び製品	778,864
仕掛品	94,699
原材料及び貯蔵品	1,362,704
関係会社短期貸付金	60,000
その他	71,702
<b>固定資産</b>	<b>8,037,087</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>4,964,865</b>
建物	1,359,421
構築物	194,248
機械及び装置	727,766
車両運搬具	11,518
工具器具及び備品	62,988
土地	2,603,175
リース資産	5,745
<b>無形固定資産</b>	<b>103,598</b>
工業所有権	105
電話加入権	0
水道施設利用権	263
ソフトウェア	103,229
<b>投資その他の資産</b>	<b>2,968,623</b>
投資有価証券	2,274,211
関係会社株式	200,000
関係会社長期貸付金	140,000
前払年金費用	223,218
出資金	54,429
長期前払費用	26,114
その他	54,971
貸倒引当金	△4,321
<b>資産合計</b>	<b>22,005,859</b>

科目	金額
<b>(負債の部)</b>	
<b>流動負債</b>	<b>2,281,476</b>
買掛金	835,517
短期借入金	700,000
リース債務	1,053
未払金	249,097
未払法人税等	31,225
未払消費税等	15,933
未払費用	112,529
預り金	15,585
賞与引当金	123,206
設備関係未払金	192,413
その他	4,913
<b>固定負債</b>	<b>468,653</b>
リース債務	5,266
繰延税金負債	436,691
役員株式給付引当金	26,695
<b>負債合計</b>	<b>2,750,129</b>
<b>(純資産の部)</b>	
<b>株主資本</b>	<b>18,288,307</b>
資本金	3,617,642
資本剰余金	3,422,856
資本準備金	3,414,133
その他資本剰余金	8,723
自己株式処分差益	8,723
<b>利益剰余金</b>	<b>12,430,597</b>
利益準備金	348,182
その他利益剰余金	12,082,414
固定資産圧縮積立金	27,430
別途積立金	8,400,000
繰越利益剰余金	3,654,983
<b>自己株式</b>	<b>△1,182,788</b>
<b>評価・換算差額等</b>	<b>967,421</b>
その他有価証券評価差額金	967,421
<b>純資産合計</b>	<b>19,255,729</b>
<b>負債及び純資産合計</b>	<b>22,005,859</b>

# 損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		10,151,681
売上原価		7,687,220
売上総利益		2,464,460
販売費及び一般管理費		1,762,033
営業利益		702,427
営業外収益		
受取利息	3,414	
受取配当金	37,632	
受取賃貸料	40,964	
補助金収入	17,935	
その他	23,872	
		123,819
営業外費用		
支払利息	1,731	
損害賠償金	16,371	
減価償却費	42,964	
為替差損	799	
その他	28,043	
		89,910
経常利益		736,336
特別利益		
固定資産売却益	1,374	
投資有価証券売却益	48	
保険収益	6,232	
		7,655
特別損失		
固定資産除却損	66,686	
災害損失	3,268	
減損損失	241,428	
品質関連損失	47,377	
		358,760
税引前当期純利益		385,230
法人税、住民税及び事業税	78,298	
法人税等調整額	44,333	
当期純利益		262,599

# 株主資本等変動計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			利益剰余金合計
		資本準備金	その他資本剰余金 自己株式処分差益	資本剰余金合計		その他利益剰余金			
					固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
2020年4月1日残高	3,617,642	3,414,133	8,414	3,422,547	348,182	28,979	8,400,000	3,685,886	12,463,049
事業年度中の変動額									
剰余金の配当								△295,051	△295,051
固定資産圧縮積立金の取崩						△1,548		1,548	—
当期純利益								262,599	262,599
自己株式の取得									
自己株式の処分			309	309					
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	—	—	309	309	—	△1,548	—	△30,903	△32,451
2021年3月31日残高	3,617,642	3,414,133	8,723	3,422,856	348,182	27,430	8,400,000	3,654,983	12,430,597

	株 主 資 本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
2020年4月1日残高	△783,151	18,720,087	676,026	676,026	19,396,114
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△295,051			△295,051
固定資産圧縮積立金の取崩		—			—
当期純利益		262,599			262,599
自己株式の取得	△433,305	△433,305			△433,305
自己株式の処分	33,667	33,977			33,977
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			291,394	291,394	291,394
事業年度中の変動額合計	△399,637	△431,779	291,394	291,394	△140,385
2021年3月31日残高	△1,182,788	18,288,307	967,421	967,421	19,255,729

# 監査報告

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2021年5月10日

焼津水産化学工業株式会社  
取締役会 御中

芙蓉監査法人

静岡県静岡市

指 定 社 員    公認会計士    鈴 木       潤    ㊞  
業務執行社員

指 定 社 員    公認会計士    木 野 泰 孝    ㊞  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、焼津水産化学工業株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、焼津水産化学工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。  
監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。  
監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月10日

焼津水産化学工業株式会社  
取締役会 御中

## 芙蓉監査法人

静岡県静岡市

指 定 社 員    公認会計士    鈴 木            潤    ㊟  
業務執行社員指 定 社 員    公認会計士    木 野 泰 孝    ㊟  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、焼津水産化学工業株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第62期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第62期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果について、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、当社及び子会社の健全で、持続的な成長と中長期的な企業価値の創出を実現し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制を確立することを監査の基本方針としています。また、この方針に基づき、会社法第399条の十三第1項第1号ロ及び同号ハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている内部統制システムの推進体制を重点監査項目としています。

重点監査項目を含めた監査については、取締役及び使用人等から定期的に報告を受けるとともに、必要に応じて説明を求め、意見を表明するなど、下記の方法で実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方法、職務の分担等に従い、当社の内部監査部門と連携を図るとともに、経営会議等の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等から情報を求める一方、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている「会社の支配に対する基本方針」（会社法施行規則第118条第3号イ及び同号ロの各取組み）について、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）について、「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容についても、指摘すべき事項は認められません。  
なお、2019年に判明した当社製品の一部における不正表示に対しては、品質保証体制の強化やコンプライアンス意識の醸成などに取り組み、継続的かつ実効的に再発防止策を推し進めていることを確認しています。
- ④ 事業報告に記載されている「会社の支配に関する基本方針」は相当であると認めます。また、事業報告に記載されている「基本方針の実現に資する特別な取組み」及び「基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み」（会社法施行規則第118条第3号口の各取組み）は、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人芙蓉監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人芙蓉監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月10日

焼津水産化学工業株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 加藤 康 ㊟

監査等委員 小山 圭子 ㊟

監査等委員 藤井 明 ㊟

(注) 監査等委員 小山圭子及び藤井 明は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

# 第62期定時株主総会 会場ご案内図

場所

静岡県焼津市三ヶ名1550番地

焼津市文化センター1階 小ホール ☎ 054 (627) 3111

日時

2021年6月24日（木曜日）午前10時（開場 午前9時30分）



交通

- JR東海 「焼津駅」 **南口** より徒歩約25分（約1.5km）
- JR東海 「西焼津駅」 **北口** より徒歩約30分（約2km）
- 東名高速道路 「焼津インター」 よりお車で約7分（約3km）